

新県立体育館整備・運営事業 実施方針等に関する質問の回答

- 新県立体育館整備・運営事業の実施方針等に関する質問の回答を次のとおり公表します。
- 質問の内容は原文のまま掲載していますが、該当箇所の表示については、一覧表として整理する都合上、修正しています。
- 回答は、現時点での県の考え方を示したものです。今回受付した質問及び意見・提案のほか、今後実施する対話等を踏まえ、関係資料を精査し、最終的には入札公告時に提示します。

令和6年4月15日
秋田県

1. 実施方針に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①				
1	実施方針	2	1	1	(5)				事業内容	新県立体育館整備基本計画の基本方針内に「公共施設の効率的な運営を図る」とあるが、デジタル技術を活用した人的省力化等（警備・保守・清掃等）も見越しているのか。その場合、要求水準書案に記載のどの区分を指しているのか。また、独自提案として希望しているのか。	業務要求水準書（案）の第9 1 (1)の記載のとおりです。 例えば、デジタル技術により蓄積されたデータを、施設の有効利用や施設利用者の満足度向上につながるような提案を期待します。
2	実施方針	2	1	1	(5)				事業内容	新県立体育館整備基本計画の基本方針内に「デジタル技術を活用し、未来志向の施設を整備します」とあるが、要求水準案に記載のどの区分を指しているのか。また、独自提案を希望しているのか。	No.1の回答を御覧ください。
3	実施方針	3	1	1	(7)				事業方式	体力測定室の運営は公益財団法人秋田県スポーツ協会が担うと記載されていますが、同協会とSPCの契約条件は県が決めるのではなく、SPCと同協会が協議のうえ決まるものという理解でよろしいでしょうか。	県を含めた3者間での協議が必要と考えており、詳細は入札公告時までにお示しします。
4	実施方針	3	1	1	(7)				事業方式	提案時のサービス購入料には、体力測定室の運営費用（公益財団法人秋田県スポーツ協会の業務費）は見込まないという理解でよろしいでしょうか。	体力測定室の運営費用もサービス購入料に含める予定ですが、他の意見等や今後の対話等も踏まえ、詳細は入札公告時までにお示しします。
5	実施方針	3	1	1	(7)				事業方式	体力診断等を行う体力測定室の運営における公益財団法人秋田県スポーツ協会様への委託費が発生する場合、委託費の目安はいつ開示いただけますでしょうか。また事業期間において委託費は変動するものと認識しておりますが、変動幅はどの程度見込んで試算すべきでしょうか。	委託費の公表については、予定価格の公表と合わせて、後日、整理の上、お示しします。
6	実施方針	3	1	1	(7)				事業方式	スポーツ医科学センター機能の運営は、（公財）秋田県スポーツ協会が担うとありますが、基本計画にありません、HPSCとの連携は当該協会にて行うとの理解でよろしいでしょうか。	HPSCとの連携は将来的に目指すこととしております。また、当該連携は、県の政策と密接に関係することから、公益財団法人秋田県スポーツ協会を含めた関係機関と調整のうえ県が主導して行い、連携後の体力測定室の運営は同協会が担うことを想定しています。
7	実施方針	3	1	1	(7)				事業方式	体力測定室の運営は、SPCより秋田県スポーツ協会に委託するものとすると思いますが、当該委託に係るコスト（委託料等）は、事業者側には発生しないという理解で宜しいでしょうか。	No.4の回答を御覧ください。
8	実施方針	3	1	1	(7)				事業方式	「体力測定室の運営は、公益財団法人秋田県スポーツ協会が担うものとし、当該SPCは、その運営業務を同協会に委託する」とあるが、県がPFI事業者に支払う運営業務の対価に含んでいるのか。	No.4の回答を御覧ください。
9	実施方針	3	1	1	(7)				事業方式	「体力測定室の運営は、公益財団法人秋田県スポーツ協会が担うものとし、当該SPCは、その運営業務を同協会に委託する」とありますが、事業者がコントロールできないに関わらず、一旦はSPCがリスクを負うスキームとなることに懸念があります。県からの直接の委託ではなく、SPCからの委託とする意図をご教示ください。	施設の一体的な維持管理・運営という観点から、SPCを介して公益財団法人秋田県スポーツ協会が業務を担うことが効率的と考えております。
10	実施方針	3	1	1	(7)				事業方式	SPCは秋田県スポーツ協会に体力測定室の運営業務を委託するもの、とありますが、同協会への委託費の額については、すでに貴県と同協会と合意済みであり、入札公告時に指定されるとの理解でよろしいでしょうか。	委託費は県の予算編成手続きを経て決まるものであり、その公表については、予定価格の公表と合わせて、後日、整理の上、お示しします。

1. 実施方針に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
11	実施方針	3	1	1	(7)					事業方式	秋田県スポーツ協会は、SPCから業務を受託する者として、他の業務受託者（構成員・協力企業）と同様、リスクがパススルーされることについては、了解済みであるとの理解でよろしいでしょうか。	県と公益財団法人秋田県スポーツ協会にて協議中です。リスク分担の詳細については、入札公告時までにお示しします。
12	実施方針	3	1	1	(7)					事業方式	秋田県スポーツ協会は、SPCから業務を受託する者として、他の業務受託者（構成員・協力企業）と同様、入札前に、入札参加グループとの間で入札前協定書を締結することについて、了解済みであるとの理解でよろしいでしょうか。	公益財団法人秋田県スポーツ協会は応募グループには含まれない者であるため、県としては、入札前協定書の締結は必要ないと考えております。
13	実施方針	3	1	1	(7)					事業方式	秋田県スポーツ協会との間で、入札前に打合せを行うことは可能との理解でよろしいでしょうか。	体力診断業務は、現在は県で実施していること等から、入札公告前の打合せは、県スポーツ振興課で対応します。
14	実施方針	3	1	1	(7)					事業方式	秋田ノーザンハピネッツとの相互連携とは具体的に何を指すのか？SPCと秋田ノーザンハピネッツの利害が対立した場合の調整方法についてお伺いしたい。又、最終的な決定権はSPCにあると理解してよいか。	連携の内容として、設計業務において秋田ノーザンハピネッツ株式会社の意見を参考とすることや、カーディング等Bリーグのホームアリーナ使用基準に沿った施設運営を行うことのほか、興行時における交通渋滞対策や公園利用者の安全対策に関する情報共有などを想定しています。利害が対立しないよう連携していただくことを期待します。
15	実施方針	3	1	1	(7)					事業方式	「SPCは、秋田ノーザンハピネッツ株式会社と相互に連携を図る」と記載されていますが、具体的な連携内容についてお示しいただけますでしょうか。	No.4の回答を御覧ください。
16	実施方針	3	1	1	(7)					事業方式	秋田ノーザンハピネッツ株式会社は連携先となるだけでなく、SPCから何らかの業務を受託することはないとの理解でよろしいでしょうか。	現時点で、SPCが秋田ノーザンハピネッツ株式会社に業務を委託することは想定しておりません。
17	実施方針	3	1	1	(7)					事業方式	SPCは秋田ノーザンハピネッツと相互に連携を図ることとありますが、連携とは具体的にどのようなことを想定されていますでしょうか。	No.14の回答を御覧ください。
18	実施方針	3	1	1	(7)					事業方式	「プロバスケットボール興行時における交通対策の実施など、周辺環境への配慮が必要になることを鑑み、SPCは、秋田ノーザンハピネッツ株式会社と相互に連携を図ることとする」とありますが、プロバスケットボール興行時に必要となる警備員の配置等については、秋田ノーザンハピネッツの費用により秋田ノーザンハピネッツが自ら別途委託するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
19	実施方針	3	1	1	(7)					事業方式	秋田ノーザンハピネッツとの連携について、具体的な想定あるいは内容の指定はありますでしょうか。	No.14の回答を御覧ください。
20	実施方針	3	1	1	(7)					事業方式	秋田ノーザンハピネッツとの間で、入札前に打合せを行うことは可能との理解でよろしいでしょうか。	入札公告前において、事業者が個別に秋田ノーザンハピネッツ株式会社と意見交換を行うことは妨げません。
21	実施方針	3	1	1	(7)					事業方式	【説明会資料からの質問】 チームと連携してPFI事業を実施する必要があるとのことであるが、どの程度までチームの意見を取り入れるべきなのか、利益相反する事項がある場合はどのように調整が行われるのか。秋田県が仲裁することもあるのか？	No.14の回答を御覧ください。

1. 実施方針に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
22	実施方針	3	1	1	(7)					事業方式	事業スキームイメージには飲食運営企業、売店運営企業の記載はありませんが、これらは別途県が誘致され、賃貸借契約等は県とこれらの企業の間で直接締結されるという理解でよろしいでしょうか。	「別紙11 各室条件表」No.78に記載のとおり、供用開始時のテナント入居者は、県が選定します。当該事業者に関する施設利用の形式については、入札公告時までにお示しします。 売店スペースA及び売店スペースBは興行の主催者等が臨時に売店を設置するためのスペースであり、県の関与はありません。
23	実施方針	4	1	1	(9)	6)				自主事業	ネーミングライツに係る収入は自主事業として、事業者が収受することは可能でしょうか。	ネーミングライツは県が募集します。PFI事業者が自主事業としてネーミングライツを募集することはできません。
24	実施方針	4	1	1	(9)	6)				自主事業	ネーミングライツを事業者が自主事業として実施し、その収入を事業者が収受することは可能ですか。	No.23の回答を御覧ください。
25	実施方針	4	1	1	(9)	6)				自主事業	事業者が自主事業としてスポンサー契約を締結し、その収益を事業者が得ることは可能ですか。	御質問の「スポンサー契約」について、具体的な内容が想定できないため、お答えできません。
26	実施方針	5	1	1	(10)					施設の利用形態	専用利用、一般利用の定義がありませんので、定義をお示しいただけますでしょうか。	専用利用とは、Bリーグや各種大会開催等による貸切利用、一般利用とは個人等による貸切ではない利用を指します。 詳しくは、業務要求水準書（案）の「(図表9-2-1)利用形態の考え方」及び「(図表9-2-2)優先順位」を御参照ください。
27	実施方針	5	1	1	(10)					施設の利用形態	一般利用について、事業者が確保すべき最低日数等は特段定められていないという認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
28	実施方針	5	1	1	(11)					PFI事業者の収入	本事業の予定価格等は入札公告時に公表されるという理解でよろしいでしょうか。	予定価格の公表については、後日、整理の上、お示しします。
29	実施方針	5	1	1	(11)	1)				県が支払うサービス購入料	本事業ではSPCの設立が必須となっておりますが、SPC設立に係る諸費用はサービス購入料としてどのタイミングで支払われるでしょうか。	入札公告時までにお示しします。
30	実施方針	5	1	1	(11)	1)	①			施設整備業務の対価	割賦払いは概ね施設整備費総額の半分程度を予定されていますでしょうか。	入札公告時までにお示しします。
31	実施方針	5	1	1	(11)	1)	①			施設整備業務の対価	融資金額を算出する上で、国庫補助金等の活用可否及びその予定額については、入札公告時に公表されるという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時までにお示しします。
32	実施方針	5	1	1	(11)	1)	①			施設整備業務の対価	施設整備費については全て割賦払いという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時までにお示しします。
33	実施方針	5	1	1	(11)	1)	①			施設整備業務の対価	別紙13 アリーナ座席要件表の要件を満たし、よりグレードの高い仕様のために、延床面積（17000～18000程度）及び整備費約190億を超える可能性があります、その費用は行政負担いただけますか。	建屋の規模については、業務要求水準書（案）第3 2 (2)のとおりです。費用については、予定価格の範囲内となります。
34	実施方針	5	1	1	(11)	1)	①			施設整備業務の対価	施設整備業務の対価は割賦と一括金を組み合わせて支払われるのでしょうか。割賦と一括金の組み合わせの場合、一括金の割合や支払時期（引渡時・毎年度など）はどのようになりますでしょうか。	入札公告時までにお示しします。
35	実施方針	5	1	1	(11)	1)	②			開業準備業務の単価	開業準備業務に要するサービス購入料について、事業契約で定める額を支払うとありますが、開業準備業務終了時に一括での支払いとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時までにお示しします。

1. 実施方針に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①				
36	実施方針	5	1	1	(11)	1)	②		開業準備業務の対価	供用開始6か月前にホームページの開設及び予約システムの整備するよう求められておりますが、開業準備業務の対価に関する支払時期についてご教示いただけますでしょうか。	入札公告時までにお示しします。
37	実施方針	5	1	1	(11)	2)			施設の利用に係る収入	ここでいう「施設の利用料金」にはアリーナ面の貸出料だけでなく、会議室等の諸室や飲食テナントスペース、売店スペース等の貸出料も含まれていますでしょうか。	入札公告時までにお示しします。
38	実施方針	5	1	1	(11)	3)			自主事業に係る収入	サイネージ・看板等に事業者が独自に掲載する広告収入等については、自主事業に係る収入として事業者に帰属するという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。なお、PFI事業者が施設設備を利用して自主事業を実施する場合には、条例に位置付ける利用料金を御負担いただきます。また、広告事業の実施に当たっては、興行の際は、別途、主催者との調整が必要となる場合がありますので、御留意ください。
39	実施方針	5	1	1	(11)	3)			自主事業に係る収入	事業者が独自に掲載する広告収入（サイネージや看板等）については、自主事業に係る収入として事業者に帰属するという認識で間違いないでしょうか。	No.38の回答を御覧ください。
40	実施方針	5	1	1	(11)	3)			自主事業に係る収入	自主事業で新体育館の一部を使用する場合、行政財産の使用料は必要でしょうか。その場合、単価をご教示下さい。	自主事業で施設の一部を使用する場合は、PFI事業者は自ら施設利用者となり、当該施設の利用料金に係る費用が発生します。利用料金の基準となる公の施設の使用料の水準については、入札公告時までにお示しします。
41	実施方針	5	1	1	(11)	3)			自主事業に係る収入	自主事業収入において、賃料収入、売り上げの一部をテナント入居者から得ることは可能ですか。	飲食テナントスペースの扱いについては、入札公告時までにお示しします。なお、PFI事業者が飲食テナントスペースの賃料収入、売り上げの一部をテナント入居者から得ることは想定されません。
42	実施方針	6	1	1	(12)				PFI事業者から県への支払い（プロフィットシェアリング）	算定に使用される各年度の事業計画上の利益は、入札時ではなく各年度の期首に合意するものと理解してよろしいでしょうか。また、貴県に帰属することとなる利益相当分は本事業の維持管理・運営に還元されるとの理解でよろしいでしょうか。（他自治体のPFI事業では事業者が事業に還元するという事例あり）シェアの具体的なイメージをご教示ください。	事業者の提案に基づいて締結する契約で定める各年度の事業計画上の利益を基準とします。利益の還元方法は、御質問にある本事業の維持管理・運営に還元する方法以外に、賑わいづくりや施設利用促進に関する取組に還元する方法についても検討しています。
43	実施方針	6	1	1	(12)				PFI事業者から県への支払い（プロフィットシェアリング）	プロフィットシェアリングとあわせてロスシェアリングも設定いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ロスシェアリングの導入は想定しておりません。
44	実施方針	6	1	1	(12)				PFI事業者から県への支払い（プロフィットシェアリング）	各事業年度の利益を予め合意するとありますが、入札時点ではなく各年度の期首に合意させていただく理解で良いでしょうか。SPCの事業安定のために計画されるSPC予備費等を除外した利益を対象とする理解でよろしいでしょうか。また、修繕の実行のズレなどによる当期の上振れなども考慮をいただきたくお願いいたします。貴県への利益還元方法はどのような方法を想定されていますでしょうか。直接的に金銭のやり取りをするのではなく、市民イベントその他に還元する方法が望ましいと考えます。ご検討をいただきたくお願いいたします。	PFI事業者の提案に基づいて締結する契約で定める各年度の事業計画上の利益を基準とします。対象とする利益は、税引前当期利益を想定しており、詳細は、入札公告時までにお示しします。利益の還元方法は、御質問にあるとおり、賑わいづくりや施設利用促進に関する取組に還元する方法についても検討しています。

1. 実施方針に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
45	実施方針	6	1	1	(13)					事業スケジュール	設計建設期間の予定が約3年3ヶ月となっておりますが、積雪による冬季期間の休工等の影響があることを踏まえると、タイトなスケジュールになることが想定されます。竣工・供用開始時期の後ろ倒しをご検討いただくことは可能でしょうか。	事業スケジュールの後ろ倒しは想定しておりません
46	実施方針	6	1	1	(13)	1)				建屋及びロータリー	建屋及びロータリーの「④維持管理・運営期間」が「竣工」からとなっておりますが、竣工から供用開始までの間の維持管理は、「開館準備期間中の維持管理業務」となるため、「④維持管理・運営期間」の開始日は、「供用開始」からではないでしょうか。	「④維持管理・運営期間」には、「開館準備期間中の維持管理業務」を行っている期間も含むため、「④維持管理・運営期間」の開始日は「竣工」からとなります。
47	実施方針	6	1	1	(13)	1)	②			建屋及びロータリー 開業準備期間	設計・建設期間が令和10年7月末よりも早く終了する場合、開業準備期間を早めることは可能でしょうか。	事業者の提案によります。
48	実施方針	6	1	1	(13)	1)	②			建屋及びロータリー 開業準備期間	開業準備期間に「9月末頃まで」との記載がございますが、例えば9月21日や10月3日は「9月末頃」とお認め頂けますでしょうか。	PFI事業者との協議により、Bリーグプレミアの開幕に間に合うよう、スケジュールを決定します。
49	実施方針	6	1	1	(13)	1)	③			建屋及びロータリー 供用開始	設計・建設期間及び開業準備期間を早め、供用開始を早めることはお認め頂けますでしょうか。	事業者の提案によります。
50	実施方針	6	1	1	(13)	1)	③			建屋及びロータリー 供用開始	供用開始に「9月末頃以降」との記載がございますが、例えば10月9日や11月3日から供用を開始することはお認め頂けますでしょうか。	PFI事業者との協議により、Bリーグプレミアの開幕に間に合うよう、スケジュールを決定します。
51	実施方針	6	1	1	(13)	1)	④			建屋及びロータリー 維持管理・運営期間	維持管理・運営期間は「15年8ヶ月程度」との記載がございますが、これは開業準備期間を含む期間との認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
52	実施方針	6	1	1	(13)	2)				駐車場のうち気象台跡地に整備するもの(第2駐車場)	現県立体育館の臨時駐車場とするための第1段階の駐車台数は何台必要でしょうか。	臨時駐車場についても、200台程度としてください。
53	実施方針	6	1	1	(13)	3)				駐車場のうち現県立体育館の跡地に整備するもの(第1駐車場)、緑地、遊具広場等	「原則として、県が令和10年以降に～整備する」と記載されていますが、整備するの主語は「PFI事業者」であり、「ただし」以降の主語も「PFI事業者」という理解でよろしいでしょうか。	御指摘のとおり、駐車場のうち現県立体育館の跡地に整備するものについて、整備するの主語は「PFI事業者」であり、「ただし」以降の主語も「PFI事業者」になります。
54	実施方針	6	1	1	(13)	3)				駐車場のうち現県立体育館の跡地に整備するもの(第1駐車場)、緑地、遊具広場等	県が別事業者に発注する現県立体育館の解体につき、解体の終了時期は入札説明書にて明示されるという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時までにお示しします。
55	実施方針	7	1	1	(13)	4)				事業契約等の締結(予定)	事業契約(本契約)は令和7年4月となりますが、落札者決定後から設計協議を開始していただけるという理解で良いでしょうか。なお議会承認リスクについては事業者リスクと理解いたします。	契約締結前に業務に着手することはできません。なお、契約締結に関する協議はこの限りではありません。

1. 実施方針に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
56	実施方針	7	1	1	(13)	4)				事業契約等の締結（予定）	令和7年2月に事業仮契約、4月に事業契約（本契約）とありますが、仮契約締結後に県議会に上程し、県議会の議決をもって本契約となることを想定しますと、事業契約（本契約）の締結は3月かと思慮しますが、事業契約（本契約）を4月とした理由をご教示ください。	活用を想定している国庫補助金の制度上、令和7年4月に事業契約を締結する必要があるためです。
57	実施方針	7	1	1	(14)					事業に必要と想定される主な根拠法令等	遵守すべき各種法令等は、入札公告時における最新版が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	関係法令の適用は、その法令の施行日によります。各種基準は、業務要求水準書に記載のない限り、入札公告日時点の最新の基準を適用してください。
58	実施方針	8	1	1	(15)					事業期間終了時	中長期修繕計画を策定し10年経過時に見直すとのことですが、中長期とは何年間を想定されていますでしょうか。	計画期間は60年としてください。
59	実施方針	8	1	1	(15)					事業期間終了時	「竣工時に構造や用途に応じて適切にライフサイクルを設定し」とございますが、器具備品（机等含む）は対象外との理解で宜しいでしょうか。	器具備品（机等含む）も中長期修繕計画の対象となります。
60	実施方針	8	1	2	(2)					選定基準	入札公告時には予定価格をお示しされるという理解でよろしいでしょうか。	予定価格の公表については、後日、整理の上、お示しします。
61	実施方針	10	2	3						新県立体育館PFI事業審査会の設置	審査員の経歴につき、設計事務所に所属した経歴がある場合、公平な審査に影響があると思えますがそのような場合該当する設計事務所は参画できるのでしょうか。	委員構成及び審査の公平性、透明性に問題があるという認識はありません。
62	実施方針	10	2	3						新県立体育館PFI事業審査会の設置	審査会委員の中に、特定の設計事務所に関係の深い委員が複数見受けられます。審査に対しての公平さ透明性についてどう担保されるのでしょうか。ご教示ください。	委員構成及び審査の公平性、透明性に問題があるという認識はありません。
63	実施方針	11	2	6						落札者を選定しない場合	応募者が1グループであっても入札は有効との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
64	実施方針	11	2	7						事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）	公益財団法人秋田県スポーツ協会及び秋田ノーザンビネッツ株式会社との意見交換の場の設定時期について、具体的な日程をご教示ください。	入札公告後の対話については、入札公告時までにお示しします。
65	実施方針	12	2	7						事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）	対話内容の公表予定日である10月14日から、入札提出書類（提案書）受付締切である11月1日の期間について、対話内容によっては計画や提案内容の見直しが発生することも想定されることから、対話内容の公表日を早めて頂くよう変更していただけないでしょうか。	御意見を踏まえ、入札公告時までにお示しします。
66	実施方針	12	2	7						事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）	公告から入札提出書類の提出まで4か月と短いため、正確な費用の算定や提案内容をより良いものにするためにも入札までの期間を数か月長く設けて頂きたく、入札提出書類の提出期限を延ばして頂けないでしょうか。	提出期限の延長は検討しておりません。
67	実施方針	12	2	7						事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）	落札者の選定にあたり、入札参加者によるプレゼンテーションや、入札参加者への対面形式でのヒアリングは無いとの認識で宜しいでしょうか。	入札公告時までにお示しします。
68	実施方針	15	2	8	(5)					実施方針の変更	実施方針以外にも、質疑・意見の内容や今後の対話によっては要求水準書案の変更もあり得るという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

1. 実施方針に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
69	実施方針	16	2	8	(14)					基本協定の締結(⑱)、仮契約の締結(⑲)及び本契約の締結(⑳)	基本協定において県と落札者以外に公益財団法人秋田県スポーツ協会様及び秋田ノーザンハビネッツ株式会社様とも締結することとなっておりますが、協定案はいつ開示いただけますでしょうか。	入札公告時までにお示しします。
70	実施方針	17	2	9						入札参加者の備えるべき入札参加資格要件	本事業の入札参加には、貴県が導入されておられます競争入札参加資格業者登録制度における有資格者名簿への登録は不要との認識で宜しいでしょうか。	入札参加資格要件は、第29に記載のとおりです。
71	実施方針	17	2	9	(1)	1)				応募グループの構成等	実施方針3頁～4頁に記載されている(9)業務内容の1)～6)以外の業務を担う企業は応募グループの一員とし本事業に応募することは可能でしょうか。	御理解のとおりです。
72	実施方針	17	2	9	(2)					構成員等の資格要件(共通事項)	実施方針3頁～4頁に記載されている(9)業務内容の1)～6)以外の業務を担う企業は、共通の要件を満たしていれば、業務別の要件は問われない、という理解でよろしいでしょうか。	第29(3)の1)から5)までに掲げる企業以外の企業については、第29(2)の要件を満たせばよいこととなります。
73	実施方針	17	2	9	(2)	3)				構成員等の資格要件(共通事項)	「その他の県が行う～」と記載されていますが、秋田県以外の県の措置を意味するのではなく、秋田県が指名停止措置以外におこなう入札参加効力の停止措置を意味するという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。ここにいう「県」は秋田県を意味します。
74	実施方針	19	2	9	(3)	2)	②	c)		構成員及び協力企業の資格要件(業務別)建設企業土木事業	構成員及び協力企業の資格要件(建設企業)の土木事業にけるc)についての施工の元請け実績の証明につきまして、コリンズやその他補足追加資料(工事請負契約書・契約見積書等)での証明でもよろしいでしょうか。又、建築工事に伴う外構工事としての緑地(遊戯施設を備えたもの)は、資格要件としてなりうるかご教授願います。	コリンズのほか、工事請負契約書および設計図書等(同種工事と確認できる資料)で確認します。JVの構成員としての実績は、協定書で確認します。また、緑地であって遊戯施設を備えたものに係る実績は土木一式工事に係る実績としてください。
75	実施方針	19	2	9	(3)	2)	②	c)		構成員及び協力企業の資格要件(業務別)建設企業土木事業	構成員及び協力企業の資格要件(建設企業)の土木事業におきまして、a)を満たす者と、b)の要件を満たすものでc)の実績あるものである者の組み合わせで資格要件としてなりうる可能性はございますでしょうか。	御質問の組み合わせでは、要件を満たしません。
76	実施方針	19	2	9	(3)	3)				構成員及び協力企業の資格要件(業務別)工事監理企業	「施工に係るものの元請実績」とありますが、「施工に係るものの工事監理の元受け実績」の誤植でしょうか。	誤植ではありません。「もの」は前出の「工事監理業務」を受けています。
77	実施方針	20	2	9	(3)	4)				構成員及び協力企業の資格要件(業務別)維持管理企業	維持管理企業の資格要件として、体育館の元請実績とありますが、PFI事業実績において、構成企業で参加している場合、元請実績を有していると理解してよろしいでしょうか。また、同様に指定管理者において、代表企業以外で参加している場合、元請実績を有していると理解してよろしいでしょうか。	前段については、御理解のとおりです。後段については、指定管理者の構成員として参加している場合という御質問の意図であれば、元請実績を有していると判断します。
78	実施方針	20	2	9	(3)	4)				構成員及び協力企業の資格要件(業務別)維持管理企業	他のPFI・BTO方式で整備された体育館において、地公体から指定管理者として指名されたSPCに構成員として参画し、且つそのSPCから維持管理業務全般を業務委託されている企業は、「元受実績を有する」と見做されますでしょうか。	御質問の企業は、元請実績を有する者とみなされます。

1. 実施方針に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
79	実施方針	20	2	9	(3)	5)				構成員及び協力企業の資格要件(業務別)運営企業	他の指定管理者制度を導入している体育館において、その施設の運営・維持管理業務を他の維持管理会社との共同企業体で受託している運営会社は「元受実績を有する者」と見做されますでしょうか。	御質問の企業は、元請実績を有する者とみなされます。
80	実施方針	20	2	9	(3)	5)				構成員及び協力企業の資格要件(業務別)運営企業	「2000席以上の観客席」には移動観覧席(ロールバックチェアスタンド)は含まれるとの認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
81	実施方針	20	2	9	(4)					入札参加資格要件の基準日	確認基準日が「提出期限日」となっていますが、これは入札参加資格確認書の提出締切日という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
82	実施方針	20	2	9	(5)	1)				確認基準日以降に入札参加資格要件を欠くに至った者がいる場合の取扱い	「確認基準日から開札の日まで」と記載されていますが、開札日はいつになりますでしょうか。	入札公告時にお示しします。
83	実施方針	20	2	9	(5)	1)				確認基準日以降に入札参加資格要件を欠くに至った者がいる場合の取扱い	「～出資予定者のいずれかがの者が(1)5)、(2)又は(3)の要件を欠くに至った場合」と記載されていますが、(1)5)は資格要件を示したものでないことから参照先の誤りという理解でよろしいでしょうか。	他の応募グループの構成員、協力企業又は出資予定者となった者を「要件を欠くに至った者」として扱う意味と捉えてください。
84	実施方針	20	2	9	(5)	2)				確認基準日以降に入札参加資格要件を欠くに至った者がいる場合の取扱い	「落札者決定の審査について、準用する」とは、どういう意味でしょうか。	開札日の翌日から落札決定の日までの間に応募グループに欠格者が生じた場合、当該応募グループが落札者決定の審査の対象となるかは、(1)の規定を流用して判断されるという趣旨です。
85	実施方針	21	2	10	(2)					著作権	「入札提出書類(提案書)の全部又は一部を無償で使用できるものとする」とありますが、事前に提案者への確認があるものと考えて宜しいでしょうか。	著作物は、事業者を確認したうえで使用します。
86	実施方針	21	2	10	(2)					著作権	「県は、本事業の内容を公表する場合その他県が必要とする場合には、入札提出書類(提案書)の全部又は一部を無償で使用できるものとする」とありますが、公表範囲については事前に事業者を確認いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No.85の回答を御覧ください。
87	実施方針	21	2	11						SPCの設立要件	SPCの所在地は本施設とさせて頂いても良いでしょうか。	所在地とすることを妨げません。
88	実施方針	21	2	11						SPCの設立要件	本施設を事業者の所在地として登記することは可能でしょうか。	所在地とすることは妨げませんが、登記については法務局の判断となります。
89	実施方針	21	2	11						SPCの設立要件	「SPCを秋田県内に設立する」との記載がございますが、SPCを新県立体育館を所在地とすることは出来ませんか。	所在地とすることを妨げません。

1. 実施方針に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
90	実施方針	22	3	1	(2)					予想されるリスクと責任分担	「責任分担の概略は、添付資料 2「リスク分担表」による」とありますが、第三者起因もしくは起因者不明の施設及び備品の損傷リスク等の対応については、別途入札公告時に示されるとの認識でよろしいでしょうか。また、事業者が負担すべき第三者賠償リスクは、当然ながら、事業者が法的に第三者賠償責任を負う範囲に限定されるという理解でよろしいでしょうか。	前段については、入札公告時までにお示しします。後段については、御理解のとおりです。なお、PFI事業者は建設業務、開業準備及び運営・維持管理業務に係る保険に加入することとし、詳細は入札公告時までにお示しします。
91	実施方針	24	4							公園使用料	事業用地である「八橋運動公園」は秋田市や国も一部敷地を保有しているとのことですが、営利を目的とした興行等を実施する場合において、公園使用料等は発生しますでしょうか。	新県立体育館の敷地の使用に係る料金は、新県立体育館条例に位置付けることを検討しています。
92	実施方針	24	4	3						施設の配置	『新県立体育館整備基本計画』には含まれていた第3駐車場の赤囲みが削除され測量図もありませんが、『第3駐車場※1部』の記載があります。第3駐車場を整備する必要がありますがあれば、工程・測量図・駐車必要台数を提示願います。	第3駐車場は、本事業の対象ではありません。業務要求水準書(案)の「(図表1-4-2)対象施設と業務範囲」の最下段に示すとおり、第3駐車場の整備については、時期は未定ですが、県が別途業務委託する予定です。
93	実施方針	26	6	1	(3)					損害賠償	「(1)又は(2)により県が事業契約を解約した場合は、PFI事業者は、県に損害を賠償しなければならない。」と記載がありますが、損害について具体的にはどのような想定をされていますでしょうか。	県が本事業を継続するために必要となる費用や、要求水準の未達が生じている場合はそれを治癒するための費用などであり、例えば、予定していた大会等の開催費用、キャンセル料等が想定されます。
94	実施方針	26	6	4						その他	万が一秋田県様の責めに期する要因で事業継続が困難になった場合は、どのような対応を想定されていますでしょうか。	事業契約に基づき、施設の引渡し前であれば出来形部分を、引渡し後であれば合理的な範囲で施設整備費のうち割賦代金払い分の残額、及びそれまでに提供されたサービスに係る費用運営・維持管理費に相当するサービス購入料が想定されます。詳細は入札公告時にお示しします。
95	添付資料1	1		1						プロフィットシェアリングの対象	プロフィットシェアリングの対象について、「運営段階における各事業年度のPFI事業者の利益(自主事業に係るものを含む税引前当期利益をいう)」とありますが、自主事業は独立採算であり、SPCは自主事業に係る利用料を収入として得るのみであり、直接実施するものではないため、ここで対象となる自主事業とは利用料収入のみとの理解でよろしいでしょうか。	自主事業に係る収入が利用料金収入のみである場合は、プロフィットシェアリングの対象は御理解のとおりですが、上記以外にも収入がある場合は、その他の収入も対象となります。
96	添付資料1	1		1						プロフィットシェアリングの対象	対象が「PFI事業者の利益」とありますが、ここでいうPFI事業者とは、SPCを意味しておりますでしょうか。	御理解のとおりです。
97	添付資料1	1		2						具体的な取り扱い	「県とPFI事業者の間であらかじめ合意する各年度の事業計画上の利益(以下「計画値」という。)」とは、事業者が提案した事業収支計画に記載した利益との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時までにお示しします。
98	添付資料1	1		2	(2)					具体的な取り扱い	県に帰属する20%部分については、SPCから貴県に相当額を支払うこととなりますでしょうか、それともサービス購入料の減額・相殺となりますでしょうか。	入札公告時までにお示しします。
99	添付資料2	1	1	No.9						法制度リスク	県が負担者となっている法制度リスクについて、「PFI事業に直接の影響・・・」とありますが、これは、PFI事業特有の影響という意味ではなく、「本事業」に直接影響を及ぼすものとの理解でよろしいでしょうか。	PFI事業に影響を及ぼすものを想定しています。

1. 実施方針に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①				
100	添付資料2	1	1	No. 9					法制度リスク	「PFI事業に直接の影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの」と記載されていますが、ここでいうPFI事業とは、「自主事業も含むPFI事業」という理解でよろしいでしょうか。	入札公告時までにお示しします。
101	添付資料2	1	1	No. 15					住民対応リスク	自主事業においても、県の帰責により住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するものが発生した場合、リスク負担者はPFI事業者ではなく、県という理解でよろしいでしょうか。	県に帰責性がある場合は、合理的な範囲で県がリスクを負担することを想定していますが、リスク分担については、入札公告時までにお示しします。
102	添付資料2	2	1	No. 18					環境リスク	PFI事業者が行う業務に起因する環境の悪化（有害物質の排出・漏洩、水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気等）に係る負担者がPFI事業者のみとなっていますが、公共工事標準請負契約約款に従い、PFI事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたもの以外は、県の負担としていただけないでしょうか。	県に帰責性がないものについては、PFI事業者負担としており、対応策として、PFI事業者には保険への加入を想定しています。詳細は入札公告時までにお示しします。
103	添付資料2	2		No. 20					第三者賠償リスク	事業者側が適切に業務を実施していたにもかかわらず、事業者側で対応すべき業務の範囲を超えた事象により第三者への賠償が発生した場合（例えば、事業者で修繕すべき範囲を超えた施設の劣化を起因とした第三者への賠償等）については、事業者は責任を免れるという理解でよろしいでしょうか。	No.102の回答を御覧ください。
104	添付資料2	2	1	No. 20					第三者賠償リスク	PFI事業者が負担者となっている第三者賠償リスクについて、「（上記以外によるもの）」という記述がありますが、この記述は、前段の「PFI事業者の責に帰すべき事由」を否定するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
105	添付資料2	2	1	No. 24					不可抗力リスク	不可抗力について一定の金額までは事業者負担とした場合、不可抗力を事由とする建物や機械の修繕費用（設備入れ替え等）は所有者である貴県が全額負担し、事業者の費用負担の範囲は維持管理業務に係る費用に限定して頂くようご検討をお願い致します。	入札公告時までにお示しします。
106	添付資料2	2	1	No. 24					不可抗力リスク	感染症の流行等、疫病リスクについても本項目に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	県に帰責性がない需要変動リスクについては、原則としてPFI事業者が負担することを想定していますが、リスク分担については、入札公告時までにお示しします。
107	添付資料2	2	1	No. 24					不可抗力リスク	不可抗力リスクの、事業者側▲について、具体的内容を提示ください。	入札公告時までにお示しします。
108	添付資料2	2	2	No. 24					不可抗力リスク	不可抗力リスクに関して事業者が負担する事例と想定される負担割合を教示ください。	入札公告時までにお示しします。
109	添付資料2	2	1	No. 26					保険リスク	火災保険及びそれに付随する保険については、所有者（県）にて付保することが一般的と考えますが、それらも事業者側で加入するのでしょうか。	維持管理・運営段階における火災保険については、県が付保します。その他必要な保険については、入札公告時までにお示しします。
110	添付資料2	2	1	No. 27					金利リスク	サービス購入料に係る基準金利の確定は、どの時点を想定しておられますでしょうか。	入札公告時までにお示しします。
111	添付資料2	3	2	No. 37					工事遅延リスク	現県立体育館の解体が遅れた場合に、当該跡地に整備予定の駐車場の整備が遅延するリスクに関しては、貴県が負担する認識で相違ないでしょうか。	御理解のとおりです。なお、リスク分担については、入札公告時までにお示しします。

1. 実施方針に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
112	添付資料2	3	2	No. 37						工事遅延リスク	貴県が別事業者に発注する現県立体育館の解体が遅れた場合に当該跡地に整備予定の駐車場の整備が遅延するリスクに関しては、貴県が負担するものと理解しておりますが、念のため確認させてください。	御理解のとおりです。なお、リスク分担については、入札公告時までにお示しします。
113	添付資料2	4	3	No. 52						維持管理費変動リスク	運営費の変動に関する記載がございませんが、運営費についてもNo. 51、52に記載されている維持管理費の考え方に準ずるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
114	添付資料2	4	3	No. 55 ～59						施設・備品損傷リスク	PFI事業者の責によらない帰責者不明の損害（施設・備品の損傷又は事故・火災等）が発生した場合は、県の負担という理解で宜しいでしょうか。	基本的に県に帰責性がないものについては、PFI事業者負担を想定しています。対応策として、PFI事業者が保険に加入されることを想定しています。
115	添付資料2	4	3	No. 55						施設・備品損傷リスク	備品更新はPFI事業者となっておりますが、この更新備品は後日提示予定となっております別紙22 器具備品一覧に示されるものという認識で相違ないでしょうか。	御理解のとおりです。
116	添付資料2	4	3	No. 55						施設・備品損傷リスク	第三者の責に帰すべき事由により、施設・備品が損傷した場合のリスク負担はどうなりますでしょうか。	No.114の回答を御覧ください。
117	添付資料2	5	3	No. 61						情報システムリスク	要求水準をクリアしているレベルの情報システムが陳腐化したかどうかは、事業者判断でよろしいか。	情報システムの陳腐化については、官民での協議を踏まえたうえで、最終的に県が判断します。
118	添付資料2	5	3	No. 68						アクシデントリスク	県が負担者となっているアクシデントリスクの内容例の記述について、後段「……や事故の）」以降の文章をご教示ください。	次のとおり全文を修正します。 「県の責めに帰すべき事由による施設利用に伴う利用者の傷病や事故」
119	添付資料2	5	3	No. 68 No. 69						アクシデントリスク	利用者の傷病や事故について、県またはPFI事業者の責に帰すべき事由により生じたもの以外のものは、この分担当表のリスクの範囲外であり、いずれも負担しないものとの理解でよろしいでしょうか。	県又はPFI事業者のいずれの責にも期すことができない場合は、不可抗力によるリスク分担によります。なお、PFI事業者は建設業務、開業準備及び運営・維持管理業務に係る保険に加入することとし、詳細は公告時までにお示しします。
120	添付資料2	5	3	No. 70						PFI事業者の自主事業実施リスク	県の帰責により、自主事業の実施に影響が生じる場合など、県に起因してPFI事業者に生じた自主事業のリスクについては県にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	県に帰責性がある場合は、自主事業であっても合理的な範囲で県が費用を負担することを想定しています。
121	添付資料2	5								(欄外)	欄外に「※1～4：リスクの様態に応じた詳細については、・・・」との記載がございますが、「※4」は記載されておりますでしょうか。	次のとおり全文を修正します。 「※1～3：リスクの様態に応じた詳細については、入札公告時に示す。」
122	添付資料2									需要変動リスク	秋田ノーザンハピネッツが本施設で実施する試合数が、事業者選定時の計画試合数を下回ったことによる収入減のリスクは県が負担するという理解でよろしいでしょうか。	需要変動を含め、リスク分担の詳細については、入札公告時までにお示しします。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
1	業務要求水準書（案）	3	1	4	(2)					業務範囲	第3駐車場はPFI事業者の運営業務範囲外となっておりますが、他の駐車場との兼ね合いもあることから、業務範囲外とした理由をご教示ください。	第3駐車場については、現時点でスポーツ科学センターの解体時期が明確でないことから、業務範囲外としています。
2	業務要求水準書（案）	3	1	4	(2)					業務範囲	第3駐車場の維持管理・運営はどのように行うのでしょうか。県が別途業務を委託する予定でしょうか。	現時点では未定です。
3	業務要求水準書（案）	3	1	4	(2)					業務範囲	別途発注される既存施設の解体工事の工期をご提示ください	入札公告時までにお示しします。
4	業務要求水準書（案）	4	1	4	(2)	2)				事業スケジュール	施設整備後、共有開始に合わせて、一部広場も整備できるとありますが、遊具もその範囲に含まれるのでしょうか	遊具広場については、原則として、県が令和10年度以降に実施する現県立体育館の解体後に整備することを想定していますが、建屋の整備、供用開始にあわせて遊具広場を整備しても構いません。
5	業務要求水準書（案）	4	1	4	(2)	2)				事業スケジュール	現体育館は新体育館供用開始直前まで利用されるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、現体育館の指定管理者による第2駐輪場の維持管理・運営はいつ頃までとお考えでしょうか。	現県立体育館の閉館予定日は入札公告時までにお示しします。第2駐車場は、現県立体育館の駐車場になりますので、その間は、県又は現県立体育館の指定管理者が管理することになります。
6	業務要求水準書（案）	4	1	4	(2)	2)				事業スケジュール	第2駐車場の先行オープンについて、現体育館の臨時駐車場としてオープンさせるべき時期（現体育館の一部が使用できなくなる時期）はいつ頃とお考えでしょうか。	第2駐車場は、新体育館整備に伴う仮囲いにより、現県立体育館の駐車場が使用できなくなる日からの利用を想定しております。このため、PFI事業者が提案する工程に基づき、県と協議のうえ、利用開始日を設定します。
7	業務要求水準書（案）	4	1	4	(2)	2)				事業スケジュール	「「供用開始」は、条例を整備し、公の施設に位置付けることを意味する」について、各種手続きは貴県で行うという理解でよろしいですか。（例：既存体育館の除却に伴う公園施設の廃止手続き並びに、新設体育館・第一駐車場整備に伴う新設条例手続き等）	例にある手続きのほか、新体育館整備に伴う公園占用、設置許可申請等の手続きは県が行う予定です。
8	業務要求水準書（案）	4	1	4	(2)	2)				事業スケジュール	簡易整備した駐車場の修繕、除雪、事故対応は令和10年9月まで現有管理者が責任を持つのか。駐車場の管理方法や責任を明確にした方が良い。	現県立体育館閉館までは指定管理者が指定管理施設として管理することを想定しています。
9	業務要求水準書（案）	4	1	4	(2)	2)				事業スケジュール	建屋及びロータリーの供用開始時期について、「令和10年9月末以降」とありますが、具体的な供用開始日については、令和10年9月末以降で事業者が提案するという理解でよろしいでしょうか。	PFI事業者との協議により、Bリーグプレミアの開幕に間に合うよう、スケジュールを決定します。
10	業務要求水準書（案）	6	1	5	(2)	g				条例、指針等	「秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例・施行規則」によれば、「中高層建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から当該中高層建築物の高さの2倍の水平距離の範囲内にある建築物又は土地の所有者、占有者および管理者」を対象に説明を実施することになりますが、この理解でよろしかったでしょうか。秋田県様にて現在想定している説明対象範囲がございましたらご教示ください。	御理解のとおりです。
11	業務要求水準書（案）	6	1	5	(3)					官庁営繕関係の基準	公共建築工事標準仕様書と秋田県土木工事共通仕様書の双方が示されていますが、当事業の外構工事（第3-1(3)-2）-aの業務範囲）については建築基準の仕様で整備することで支障ないでしょうか。	入札公告時までにお示しします。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①				
12	業務要求水準書（案）	8	1	6	(1)	b		著作権	「PFI事業者が作成する成果物の著作権は、PFI事業者又は県及びPFI事業者の共有に帰属する。ただし、県は当該成果物の内容を自由に公表することができるものとする」とありますが、事業者のノウハウに関する内容が多く含まれるため、公表に当たっては事前に事業者が承諾した範囲のみに限定していただけないでしょうか。	PFI事業者の著作物は、事業者に確認したうえで使用します。	
13	業務要求水準書（案）	9	1	8	(2)	c		要求水準の変更手続き	「県に起因する大幅な変更によりPFI事業者に追加的費用が生じた場合は県が当該増加費用を負担する」と記載されていますが、通常、PFI事業においては、発注者起因による変更が大幅か軽微かに関わらず、これに伴う増加費用は発注者負担とされることから、本件についても同様の扱いがなされるという理解でよろしいでしょうか。	県に起因する業務要求水準書の変更により、PFI事業者に増加費用が発生した場合は、合理的な範囲で県が負担します。	
14	業務要求水準書（案）	9	1	9	a			事業期間終了時の引継ぎ	性能及び機能を満足する限りにおいて、経年劣化は許容される旨の記載がありますが、同様に、性能及び機能を満足する限りにおいて「通常損耗」も許容いただけるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
15	業務要求水準書（案）	11	2	1	(3)	2)		統括管理業務担当者の設置	統括管理業務担当者の選出は構成員に限らないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
16	業務要求水準書（案）	11	2	1	(3)	2)		統括管理業務担当者の設置	統括管理業務担当者は、構成員又は協力企業どちらから選出してもよいという理解でよろしいでしょうか。また、統括責任者と統括管理業務担当者は兼務は不可能でしょうか。	統括管理業務担当者は、構成員又は協力企業のどちらからも選出可能です。なお、統括責任者と統括管理業務担当者の兼務は認められません。	
17	業務要求水準書（案）	11	2	1	(3)	2)	b	統括業務担当者の設置	設置する担当者について要件はありますでしょうか。また、法令により定められている資格は、貴県で指定の資格があるのではなく、事業者側で必要なものを確認すれば良いでしょうか。	統括業務担当者については、統括管理業務を実施するのに必要な知識及び技能を有する者を配置してください。法令に加えて県が求める資格要件はありません。	
18	業務要求水準書（案）	11	2	1	(3)	2)	c	統括管理業務担当者の設置	「業務の開始前に～」と記載されていますが、設計業務開始前に届け出る統括責任者と違い、同担当者が統括管理業務を開始する前に届け出ればよいという理解でよろしいでしょうか。	いずれも統括業務開始前に届け出てください。	
19	業務要求水準書（案）	15	3	1	(1)			計画地の概要	敷地実測図と現況図のCADデータを提供いただけますか	必要な事業者には提供しますので、実施方針記載の「5. 問合せ先」にメールにて依頼してください。	
20	業務要求水準書（案）	15	3	1	(2)	1)		土地利用に関する手続き	事業スケジュールの検討にあたり、48条のただし書き許可の得る必要があると記載がありますが、事業スケジュールの検討にあたり、提案提出前に関係官庁と協議を行ったうえで提案するというのでしょうか	事前協議は妨げません。なお、事前に確認している内容については、入札公告時までに「別紙14 各種関係機関への事前確認事項リスト」によりお示しします。	
21	業務要求水準書（案）	15	3	1	(2)	1)		土地利用に関する手続き	48条のただし書き許可を得る必要の有るとの記載がありますが、計画地は都市公園の指定を受けていることから53条の許可を得る必要の有ると考えればよろしいでしょうか。その場合、上記と同様事前に関係官庁との協議を行ったうえで提案を行うということでしょうか	都市計画法第53条に関する質問と推察しますと、同条の規定による許可は不要であることを所管行政庁に確認済みです。なお、事前に確認している内容については、入札公告時までに「別紙14 各種関係機関への事前確認事項リスト」によりお示しします。	
22	業務要求水準書（案）	15	3	1	(2)	3)	a	地質状況・地中障害物	「別紙4 地質調査報告書」の土質ボーリング柱状図に物理試験が記載されていますが、いただいた資料にはありません。地質調査報告書を一式配布ねがいます。	No.19の回答を御覧ください。	

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
23	業務要求水準書（案）	15	3	1	(2)	3)	b			地質状況・地中障害物	計画地1にて、建設工事中に地中障害物が確認された場合における、費用負担および事業スケジュールへの影響に関する考え方をご教示ください。	実施方針「添付資料2 リスク分担表」No.32土壌汚染・地下埋設物・埋蔵文化財リスクを御参照ください。
24	業務要求水準書（案）	15	3	1	(2)	3)	b			地質状況・地中障害物	杭及び基礎工事中に地中障害物が出た場合は除去費用、処分費用は別途協議の上費用を充填していただけたとの理解でよろしいでしょうか。また、工期に影響を与えた場合には、事業者側に発生する追加工事費についても貴県にご負担いただけたとの理解です。	実施方針「添付資料2 リスク分担表」No.32土壌汚染・地下埋設物・埋蔵文化財リスクに示しているとおり、県が事前に提示した資料からは予見できないものについては、県の負担となります。
25	業務要求水準書（案）	15-16	3	1	(2)	4)	a			インフラ整備状況	「計画地のインフラ整備状況は、「別紙5 インフラ整備現況図」によること」とありますが、今回の計画に当たり上下水道・ガス等の引き込みに関する協議を事前に行うことは可能でしょうか。	事前協議は妨げません。 なお、事前に確認している内容については、入札公告時までに「別紙14 各種関係機関への事前確認事項リスト」によりお示しします。
26	業務要求水準書（案）	16	3	1	(2)	5)	b			消防水利状況	「火災時の消火活動のため、秋田市消防本部と協議の上、消防水利を整備すること。」とありますが、提案提出前に消防本部と協議を行った上で提案するというのでしょうか。	事前協議は妨げません。 なお、事前に確認している内容については、入札公告時までに「別紙14 各種関係機関への事前確認事項リスト」によりお示しします。
27	業務要求水準書（案）	16	3	1	(2)	8)	a			埋蔵文化財状況	「工事中に遺跡等を発見した場合には県へ報告すること。」とありますが、報告にあたり工事の遅延は生じないと考えてよろしいですか。遅延が生じる場合のリスクは県側にあると考えてよろしいですか。	発見された遺跡等の分布状況にもよりますが、これにより工事が遅延する場合は、実施方針「添付資料2 リスク分担表」No.32土壌汚染・地下埋設物・埋蔵文化財リスクに示しているとおり、県の負担となります。
28	業務要求水準書（案）	16	3	1	(2)	8)	a			埋蔵文化財状況	計画地1のうち建屋建設想定場所及び計画地2にて、建設工事中に埋蔵文化財が確認された場合における、費用負担および事業スケジュールへの影響に関する考え方をご教示ください。	No.24の回答を御覧ください。
29	業務要求水準書（案）	16	3	1	(2)	8)				埋蔵文化財状況	現県立体育館敷地の埋文調査は、PFI事業者の事業範囲外という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
30	業務要求水準書（案）	16	3	1	(2)	9)				土壌汚染	土壌汚染の調査義務はないとのことですが、工事エリアが狭いことから、丘の切り崩し残土・杭残土・掘削残土は場外処分して、丘の再構築盛土は新規購入土として予算計上されていると考えてよろしいでしょうか。	施工方法により、残土を活用するか、新規購入土によるかは事業者提案によりますが、コスト削減、工期短縮につながる方法を検討ください。
31	業務要求水準書（案）	16	3	1	(2)	9)				土壌汚染	土壌汚染について、調査義務はないとのことであるため、実際に土壌汚染が発見された場合、添付資料2リスク分担表の「県が事前に提示した資料からは予見できないもの」に該当し、貴県負担になるという理解でよろしいでしょうか。	No.24の回答を御覧ください。
32	業務要求水準書（案）	16	3	1	(2)	9)				土壌汚染	汚染土壌対策法の特定施設があった履歴ではないため調査義務はないとおもわれますが、形質変更する面積が3,000m ² 以上となるため、工事着手日の30日までに形質変更届を提出する必要があります。これらの手続きは貴県で行われるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
33	業務要求水準書（案）	16	3	1	(2)	9)				土壌汚染	計画地にて、土壌汚染が確認された場合における、費用負担および事業スケジュールへの影響に関する考え方をご教示ください。	No.24の回答を御覧ください。
34	業務要求水準書（案）	16	3	1	(2)	9)				土壌汚染	土壌汚染について、「土地の履歴から土壌汚染対策法の特定施設があった履歴がないため調査義務はないものとする。」とありますが、申請などの手続きも不要と考えてよろしいですか。	No.32の回答を御覧ください。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	(1)	①				
35	業務要求水準書（案）	16	3	1	(2)	(10)			公共交通状況	計画地内へのバスの乗り入れはなく、既存の「県立体育館前」停留所の利用という理解でよろしいでしょうか。	路線バスは既存停留所を利用し、計画地内に整備するロータリーの利用は想定しておりません。
36	業務要求水準書（案）	17	3	1	(3)	(1)		図3-1-2	新県立体育館（建屋）の施設構成	他競技団体の室は不要との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
37	業務要求水準書（案）	17	3	1	(3)	(1)		図3-1-2	新県立体育館（建屋）の施設構成	（図表3-1-2）新県立体育館（建屋）の施設構成、来場者利用エリア（VIP）にセンサリールームの項目がありますが、来場者利用エリアに設けることも良いでしょうか？その場合、センサリールームを新機能として認められるでしょうか？	センサリールームは来場者利用エリア（VIP）を想定しています。利用者への配慮から、動線の隔離がしやすい来場者利用エリア（VIP）に配置することが適切と考えます。
38	業務要求水準書（案）	17	3	1	(3)	(1)		図3-1-2	（別紙11各室条件表）新県立体育館（建屋）の施設構成	図表内の施設構成に表記がある「スポーツクライミング（リード）」は、別紙11「各室条件表」では屋外となっています。これは通年利用をしないという前提でよろしいでしょうか？また、通常営業時では個人利用は出来ないという理解で宜しいでしょうか？	冬期間は利用は想定しておりません。また、競技会だけでなく、個人利用（有資格者）にも対応することとしています。
39	業務要求水準書（案）	17	3	1	(3)	(1)		図3-1-2	新県立体育館（建屋）の施設構成	スポーツクライミング施設が含まれていますが、運営上必要な施設・設備要件や人員、資格等についてお示し頂けますでしょうか。	安全確保のため、クライミングウォールは、競技団体主催の認定講習会を受講した有資格者のみとなり、運営に当たってはこの資格証を確認の上、貸し出すこととなります。なお、運営者には特別な資格は必要ありません。
40	業務要求水準書（案）	17	3	3	(4)	(1)			配置計画	『建物の配置にあたっては、（中略）青ライン以东に整備』とありますが、丘の下部空間で地上に突出しない場合は、青ライン以西への計画も可能と考えてよろしいでしょうか。	入札公告時までにお示しします。
41	業務要求水準書（案）	17	3	1	(4)	(1)	a		配置計画	【業務要求水準書】丘の半分以上の残すこととあるが、面積や堆積など明確基準があるか？投影面積を基準とした改修前の面積比で半分以上ということでしょうか？	「別紙8 建屋西側外壁ライン図」に示す青ラインの東側に整備することにより、丘の半分以上をクリアすることになりますので、このラインを遵守してください。
42	業務要求水準書（案）	17	3	1	(4)	(1)	a		配置計画	「丘の半分以上を残し、新県立体育館の機能の一部として効果的に活用すること」とありますが、「残しの範囲」により整備可能な設備・備品等に大きな差異が発生し、維持管理費にも影響を与えます。「残し」の範囲をご教示ください。	No.41の回答を御覧ください。
43	業務要求水準書（案）	17	3	1	(4)	(1)	a		配置計画	建設に当たり、丘の「半分以上」を残すとされておりますが、「半分」の解釈は事業者の判断という理解でよろしいでしょうか。	No.41の回答を御覧ください。
44	業務要求水準書（案）	17	3	1	(4)	(1)	a	（別紙8建屋西側外壁ライン図）	配置計画	「丘の頂上を残す」は別紙8より、境界線を守るという事は一致しています。一方で「丘の過半を残す」と記載がありますが、これには、定量的な評価がなされます。そのためには、「丘」の範囲（具体的な面積）を定義してください。	No.41の回答を御覧ください。
45	業務要求水準書（案）	17	3	1	(4)	(1)	a		配置計画	「丘の半分以上を残し、新県立体育館の機能の一部として効果的に活用すること」とありますが、「残し」の程度をご教示ください。	No.41の回答を御覧ください。
46	業務要求水準書（案）	17	3	1	(4)	(1)	a		配置計画	丘掘削土は場外自由処分と考えますが宜しいでしょうか	支障ありませんが、適正な利用・処理に努めてください。また、受け入れ先の条件に留意してください。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①				
47	業務要求水準書（案）	17	3	1	(4)	1)	a		配置計画	基礎工事発生土についても場外自由処分が良いでしょうか	支障ありませんが、適正な利用・処理に努めてください。また、受け入れ先の条件に留意してください。
48	業務要求水準書（案）	17	3	1	(4)	1)	a		配置計画	仮設物（山留）等の残地となりますが宜しいでしょうか	原則、仮設物は撤去してください。回避策が無いなど、やむを得ないと県が認める場合に限り、許容する場合があります。
49	業務要求水準書（案）	17	3	1	(4)	1)	a		配置計画	「丘の半分」「丘の頂上」の過半以上の範囲を明確にするため、丘及び丘の頂上の範囲をご提示ください。	No.41の回答を御覧ください。
50	業務要求水準書（案）	17	3	1	(4)	1)	a		配置計画	「丘の半分以上を残し」とありますが、半分以上とは見下げの面積の半分ですか、土量の半分ですか	No.41の回答を御覧ください。
51	業務要求水準書（案）	17 48	3 5	1 2	(4) (1)	1)	a d		配置計画 業務の要求水準 基本的な考え方	p17(4)1)配置計画 aでは「丘の半分以上残す」と記載があり、p48の章では「施工上やむを得ない事情がある場合に限り、必要最小限の範囲で切り下げることを認めるが」とありますが、お考えになられているやむを得ない事情とは何を指すのか事例を数点ご教示ください。	例えば、作業車両および重機（荷揚用揚重機械器具など）の配置や通行のほか、建物基礎工事の施工等、やむを得ない場合を想定しております。
52	業務要求水準書（案）	17	3	1	(4)	1)	b		(別紙8 建屋西側外壁ライン図) 配置計画	「別紙8 建屋西側外壁ライン図」に示す青ラインについて、青ラインは丘に掛かる範囲に図示されており、既存県立体育館側はラインが図示されていません。青ライン以東に掛かる範囲は青ラインが図示されている範囲のみを示していると考えて宜しいでしょうか。（既存県立体育館側はラインが無いものと考えて宜しいでしょうか。）	「別紙8 建屋西側外壁ライン図」は残すべき丘のラインを示したものです。現県立体育館部分については、当施設が安全に継続使用できる範囲がその西端になります。
53	業務要求水準書（案）	17	3	1	(4)	1)	b		(別紙8 建屋西側外壁ライン図) 配置計画	「建屋の配置に当たっては、「別紙8 建屋西側外壁ライン図」に示す青ライン以東に整備し」と記載ありますが、西側のラインを守れば、他の方角については配置は自由という理解でよろしいでしょうか。	計画地のラインを超えることはできません。
54	業務要求水準書（案）	17	3	1	(4)	1)	d		配置計画	通常時に公園利用者にも開放することを前提にする、エントランスホールやトイレ等の広さや数量の基準を示してもらいたい。	事業者の提案によります。
55	業務要求水準書（案）	18	3	1	(4)	2)	c		動線計画	「丘の頂上部に係る動線計画」とありますが、頂部への歩道等の整備が必要ではなく、地継ぎでアクセス可能であれば良いという理解で宜しいでしょうか。	御質問にある「地継ぎ」の意味が必ずしも明らかではありませんが、頂上部への遊歩道等の整備が必要とお考えください。
56	業務要求水準書（案）	18	3	1	(4)	2)	a		動線計画	駐輪台数をご教示ください	事業者の提案によります。
57	業務要求水準書（案）	18	3	1	(4)	2)	i		動線計画	11t車が搬入出可能な計画にするのは、建屋の荷捌き上への車路のみであり、体育館の競技フロアについては11t車は乗り入れ可能な仕様にする必要はないという理解でよろしいでしょうか。荷重条件等ご想定がある場合はご教示いただきたく存じます。	具体的な荷重条件は設定していません。事業者の提案によります。
58	業務要求水準書（案）	18	3	1	(4)	2)	h		動線計画	【業務要求水準書】”車椅子対応の動線を確保した計画とする”とあるが丘の遊歩道についても同様でしょうか？	丘の遊歩道も含まれます。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
59	業務要求水準書（案）	18	3	1	(4)	2)	i			動線計画	「11t車が搬入可能な計画とすること～」とありますが、サービス用車両搬入ルートとして敷地東側の通路を利用することはできますか。	公園内の安全を確保できる計画であれば可能です。
60	業務要求水準書（案）	18	3	1	(4)	2)	i			動線計画	11t車が搬入可能な計画とするとありますが、これは荷捌き上への車路のみであり、体育館の競技フロアについては11t車は乗り入れ可能な仕様にする必要はないという理解でよろしいでしょうか。 業界上も木床エリアに11t車を搬入している例は把握できておりません。もし根拠となるヒアリング内容等ございましたら、開示いただけますでしょうか。	No.57の回答を御覧ください。
61	業務要求水準書（案）	18	3	1	(4)	3)	b		(別紙9 工作物取扱いリスト)	緑化計画	別紙-9工作物リストNo.2精密日時計を移設するに当たり質疑があります。 ①移設に当たり精密日時計の総重量をご教示ください。 ②水色日時計部分と白色台座部分は分割可能でしょうか。 ③白色台座部分は解体・処分し移設先で新しく構築して白色塗装することでもよろしいでしょうか。	①設置時からの資料からは重量は不明です。 ②③コンクリート部分は解体し、移設先において、同程度のものを制作することとしており、再利用するものは金属部分のみとお考えください。なお、台座部分は設置場所にもよりますが、現状よりコンパクトなものを想定しています。
62	業務要求水準書（案）	18	3	1	(4)	3)	b		(別紙9 工作物取扱いリスト)	緑化計画	別紙9 No. 2の精密日時計の移設先の決定時期はいつを予定されているでしょうか。（撤去・移動・設置が事業範囲内とのことです。移転先未定では合理的に費用を見積もることができません。）	入札公告時までにご公表します。
63	業務要求水準書（案）	18	3	1	(4)	3)	c		(別紙9 工作物取扱いリスト)	緑化計画	「別紙9 工作物取扱いリスト」に記載がない工作物及び樹木等は、県に事前に確認した上で撤去処分、又は移設することとありますが、成木の移設は枯れるリスクが高いので既存樹木は撤去し、新たに樹木を植栽することでもよろしいですか	事業者の提案によります。
64	業務要求水準書（案）	19	3	1	(4)	5)				ユニバーサルデザイン計画	記載の遵守すべき法令等などにに基づき計画することとあるが、例えば提案にて公衆電話を設置する場合においては、「Tokyo 2020アクセスビリティ・ガイドライン」記載の公衆電話の設置基準が、要求水準と同意義として理解すればよいでしょうか。	御理解のとおりです。
65	業務要求水準書（案）	19	3	1	(4)	6)	b			環境配慮計画	b 施設の周辺環境に与える影響（風害、低周波音、光害、騒音、振動、排気ガス）・・・との記載に関して光害に関しては、環境省発行の光害対策ガイドライン（令和3年版）に準じた提案である事との理解でよろしいでしょうか。	参酌すべき技術的な基準の指定はありません。現地状況に基づき、関係法令や周辺環境に十分配慮してください。
66	業務要求水準書（案）	20	3	1	(4)	7)	a			その他	Bリーグ等各種規定が変更になった場合、その改修費用は県負担と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
67	業務要求水準書（案）	20	3	1	(4)	7)	c			その他	イベント開催時の屋外喫煙スペースについて、建築・設備的な対応がどの程度求められる想定でしょうか。（平面的なスペースを確保すれば足りるのか、屋根や庇などが必要か、など）	屋外に一定のスペースを想定して整備を見込んでください。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①				
68	業務要求水準書（案）	20	3	1	(4)	7)	c		その他	屋外の一時的喫煙スペースについては、受託決定後に「設計及び運営段階で、県とPFI事業者が協議して定める」ので、提案書では考慮しなくてもよいのか。	No.67の回答を御覧ください。
69	業務要求水準書（案）	20	3	2	(1)	2)			建築面積の上限	「建築面積の上限 10,225㎡」とありますが、建築基準法上の算定基準に則した面積と考えてよろしいですか	御理解のとおりです。
70	業務要求水準書（案）	21	3	2	(1)	2)			建築面積の上限	建屋の建築面積の上限として「10,225㎡」が定められていますが、ここでいう建築面積は「建築基準法上の建築面積」であると認識しますがよろしいですか。	御理解のとおりです。
71	業務要求水準書（案）	21	3	2	(1)	3)			既存機能と新機能について	新県立体育館が引き続き有する既存機能であり、かつ、新機能にも該当する用途（例：全体共用部や、全階に着床する階段・エレベーター、施設全体へ供給する機械室（電気室、熱源機械室）等）の、面積の考え方、アロケーション等についてご教示ください。	電気室や熱源機械室のような全体共用部は、新機能とはみなさず、按分も行いません。また、例えば3階フロア全体を新機能とした場合、全階に着床する階段の3階部分は新機能とみなします。
72	業務要求水準書（案）	21	3	2	(1)	3)	c	図表 3-2-1	既存機能と新機能について	現県立体育館及びスポーツ科学センターが有する機能であり、新県立体育館が引き続き有することになる機能について、現県立体育館及びスポーツ科学センターの具体的な平面や部屋リストを提示できるでしょうか？	後日提示する「別紙10 基本計画図」により既存機能と新機能の区分をお示しします。
73	業務要求水準書（案）	21	3	2	(1)	3)	c	図表 3-2-1	既存機能と新機能について	更衣室内のWCやシャワーはAとB、CとDの兼用とすることは可能ですか。	大会によっては、A～Dの4室を同時に使用することも想定されるため、兼用は認められません。
74	業務要求水準書（案）	21	3	2	(1)	3)	c	図表 3-2-1	既存機能と新機能について	イベント用車両出入口や荷捌きスペースは新機能と考えてよろしいですか	新機能には、「既存機能のエリアから独立して運用することができるよう、少なくとも1箇所専用出入口を有し、かつ、立体的又は平面的に連続するよう整備し、新機能に該当する各機能が既存機能のエリア内に点在しない」ことが求められます。イベント用車両出入口や荷捌きスペースは、既存機能のエリア内に点在する形とならざるを得ないため、既存機能となります。
75	業務要求水準書（案）	21	3	2	(1)	3)	c	図表 3-2-1	既存機能と新機能について	TV放送用コメンタリーブース（室）などは新機能と考えてよろしいですか	No.74の回答に記載した条件を満たし、既存機能のエリア内に点在する形ではなく、新機能としてまとまったエリアにある場合は、新機能です。
76	業務要求水準書（案）	21	3	2	(1)	3)	c	図表 3-2-1	既存機能と新機能について	携帯キャリア用の機械室・サーバー室は新機能と考えてよろしいですか	No.75の回答を御覧ください。
77	業務要求水準書（案）	21	3	2	(1)	3)	c	図表 3-2-1	既存機能と新機能について	上記3項目が新機能とした場合、専用の出入口や直通の動線を設けることは合理性に欠けると考えます。単独で設置しても新機能として扱ってよろしいですか	No.74の回答を御覧ください。
78	業務要求水準書（案）	21	3	2	(1)	3)	c	図表 3-2-1	既存機能と新機能について	デジタルエリアは、「設備の運用等に関わる部屋」とされているが、所謂管理室またはサーバールームという位置づけで、一般来場者への利用想定はしないエリアと理解してよろしいでしょうか。またその際は、中央管理室等と併設しても新機能部分として認めらるることになりますでしょうか。	デジタルエリアは、一般来場者の利用有無に関係ありません。新機能部分として認められるには、既存機能のエリア内に点在する形ではなく、新機能としてまとまったエリアにある必要があることに留意して御提案ください。
79	業務要求水準書（案）	21	3	2	(1)	3)	c	図表 3-2-1	既存機能と新機能について	デジタルエリアは内容によって関わる部屋が違ってくると思いますが、一つのエリアとしてまとめる必要があるのでしょうか。	No.78の回答を御覧ください。
80	業務要求水準書（案）	21	3	2	(1)	3)	c	図表 3-2-1	既存機能と新機能について	「既存機能」と「新機能」について、さらに詳細な具体例をお示しください。	No.72の回答を御覧ください。
81	業務要求水準書（案）	21	3	2	(1)	3)	d		既存機能と新機能について	公共施設等適正管理推進事業債の適用対象は既存機能部分という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
82	業務要求水準書（案）	21	3	2	(1)	3)	d			既存機能と新機能について	既存機能・新機能部分の面積算定について、機械室などの機能を共有している室についてはどのように面積を算出するかご教授頂きたい。	No.71の回答を御覧ください。
83	業務要求水準書（案）	21	3	2	(2)	1)	b			機能構成	「既存機能のエリアから独立して運用することができるよう、少なくとも1箇所の専用出入口を有し、かつ、立体的又は平面的に連続するよう整備し、新機能に該当する各機能が既存機能のエリア内に点在しないようにすること。」とあります。施設内での新機能の位置づけとして、サウンディングや事前協議において、面積の区分はあっても、階や建屋として区分けすることはない、と聞いていました。記載内容が大きく変わった理由をお聞かせください。	現県立体育館及びスポーツ科学センターが有していない機能を新機能として位置付けるという考え方は、「新県立体育館整備基本計画」策定時から変わっておりません。また、御質問にある要件は、特定の階や建屋を新機能とすることを求めているものではありません。
84	業務要求水準書（案）	22	3	2	(2)	3)	c			建屋出入口	丘と公園園道を東西につなぐとありますが、つなぐ位置やつなぎ方（屋外・屋内）に指定はありますか。	第3 2 (2) 3) cの記載のとおりです。
85	業務要求水準書（案）	22	3	2	(2)	3)	c			建屋出入口	屋内で繋ぐ場合はセキュリティ上の問題で夜間等の利用が規制されることが考えられますが、お考えをお示ください。	新県立体育館の開館時間内のみ建屋内を通り抜けできるようにしてください。
86	業務要求水準書（案）	22	3	2	(2)	4)	f			外観計画	将来的にネーミングライツを設置する際の設置費用は貴県負担という理解でよろしいでしょうか。	ネーミングライツに関連する看板等の設置・撤去に要する費用等については、県又は命名権者が負担します。
87	業務要求水準書（案）	22	3	2	(2)	4)	f			外観計画	「将来的に県がネーミングライツを導入することを想定」と記載がありますが、ネーミングライツに関連した設置に要する費用等については貴県負担という理解でよろしいでしょうか。	No.86の回答を御覧ください。
88	業務要求水準書（案）	22	3	2	(2)	4)	f			外観計画	「大型看板設置の為の地下、電源等を設置する計画」と明記されていますが、規模・重量は想定で宜しいでしょうか。現段階で基準があれば、ご指示下さい。	ネーミングライツ対応用の大型看板の想定サイズは、20文字（1文字80cm四方）・ステンレス製（箱文字）程度の想定とします。
89	業務要求水準書（案）	22	3	2	(2)	4)	f			外観計画	「将来的に県がネーミングライツを導入することを想定」と記載がありますが、県がネーミングライツ導入するまでの間に、自主事業としてPFI事業者で実施することは可能でしょうか。	ネーミングライツは県が募集します。PFI事業者が自主事業としてネーミングライツを募集することはできません。
90	業務要求水準書（案）	22	3	2	(2)	4)	f			外観計画	ネーミングライツのサイン下地の見積に際して、想定サイズをお示しいただけますでしょうか。	No.88の回答を御覧ください。
91	業務要求水準書（案）	22	3	2	(2)	4)	f			外観計画	新県立体育館のネーミングライツの収益帰属先の組織はどこになるのか？又、それ以外の施設内のネーミングライツの収入はSPCに帰属すると考えてよいのか？秋田ノーザンハビネッツのスポンサーシップにおけるネーミングライツの取り扱いを考える必要はあるのか？	ネーミングライツは県が募集するため、その収入は県に帰属します。スイート・ラウンジや入場ゲート等の施設内の一部にPFI事業者自らがネーミングライツを別途設定することはできません。
92	業務要求水準書（案）	22	3	2	(2)	5)	a		(別紙11各室条件表)	諸室計画	No.16 天井荷重/吊物において「国旗等掲揚用のほか興行時に必要な美術バトン、照明バトンを設けること（電動昇降式）」との記載がございます。興行等のイベントについては、Bリーグ、講演会等の市民利用イベント等を想定し、バトンの数量、仕様については提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①				
93	業務要求水準書（案）	22	3	2	(2)	5)	a	(別紙11各室条件表)	諸室計画	No.16 天井荷重/吊物において「映像設備（センターハングビジョン）等の耐吊荷重、振動を検討し、耐震性を考慮した構造とすること」との記載がございますが、演出設備の吊物機構の耐震性についてはJATET（公益社団法人劇場演出空間技術協会）で規格を定めている「吊物機構安全指針・同解説」に基づく計画とすることで宜しいでしょうか。	規模や重量についての要件水準は定めません。施設の規模や用途からコンサート等のイベント時の持ち込み機材を想定した提案としてください。
94	業務要求水準書（案）	22	3	2	(2)	5)	b		諸室計画	供用開始時のテナント入居者は県が選定するとあるがこの意図はなにか？ SPC事業者にとってはアリーナの収益上の観点から売店テントやVIPルーム運営事業者はSPC事業者が選定することが望ましく考える。 SPC事業者と県側の候補事業者が異なり、収益上影響を与える場合はどのように取り扱われるのか？	これまでに実施したサウンディングにおいて、PFI事業者が施設内の飲食施設を運営することは収益リスクを伴うため困難という意見が多くあったことを踏まえ、県がテナント入居者を選定することとしました。 売店スペースA及び売店スペースBは興行の主催者等が臨時に売店を設置するためのスペースです。また、スイート・ラウンジ等のVIPエリアは貸館の対象であり、当該エリア単独での運営は想定していません。 飲食テナントスペースに係るリスク分担や施設利用の形式等の詳細については、入札公告時までにお示しします。
95	業務要求水準書（案）	22	3	2	(2)	5)	b	(別紙12対応競技のコートレイアウト)	諸室計画	別紙12 対応競技のコートレイアウトが不明ですが、メインアリーナの場合、基本計画で示されている4種目（バスケット2面、バレー2面、バドミントン10面、卓球17面）を超える対応競技種目・面数はないと考えてよろしいでしょうか。	フロアサイズについては、基本計画に示している4種目を超える規模は想定しておりません。 対応競技は、「別紙11 各室条件表」を御覧ください。 詳細は、今後お示しする「別紙12 対応競技のコートレイアウト」を御覧ください。
96	業務要求水準書（案）	22	3	2	(2)	5)	c	(別紙13アリーナ座席要件表)	諸室計画	別紙13 アリーナ座席要件表について、＜共通事項＞記載の「見切れ席が生じない計画とすること」については、観客席の一部で見切れ席が生じた場合に座席数にカウントしない設定であれば問題ないと考えて宜しいでしょうか。	見切れる位置に座席を配置しても観客席として有効に使用できないことが想定されるため、見切れ席が生じない計画とし、見切れる部分に座席を配置しないよう御提案ください。
97	業務要求水準書（案）	22	3	2	(2)	5)	c	(別紙13アリーナ座席要件表)	諸室計画	別紙13 アリーナ座席要件表について、「既存機能エリア②可動席・移動席」記載の「縦通路間の一列あたりの席数について、コートサイド（センターコートを配置した際の長辺側）は12席以下とすること。」は、コートサイドエリアの可動席が、固定席と比較してより快適な観戦環境となる座席としたいとの意図で記載されているものと理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
98	業務要求水準書（案）	24	3	2	(3)	6)				常時荷重に関する性能	「アリーナ上部架構には、可変性と十分な吊物荷重を見込むこと」と明記されていますが、規模・重量は想定で宜しいでしょうか。現段階で基準があれば、ご指示下さい。	No.93の回答を御覧ください。
99	業務要求水準書（案）	25	3	2	(4)	2)	k			共通事項・仕様	ケーブル種別は一般ケーブル、エコケーブルの指定があります。ケーブル種別の指定があれば提示をお願いします。	事業者の提案によります。
100	業務要求水準書（案）	25	3	2	(4)	3)	①	c		幹線設備	メインアリーナのイベントとは具体的にコンサート、格闘技イベントなどのような興行を行う想定でしょうか。参考に電源容量の指定があれば提示ください。	具体的な想定はありません。事業者の提案によります。
101	業務要求水準書（案）	25	3	2	(4)	3)	①	c		幹線設備	2階コンコースは10kVA（単相電源）×2面程度と考えればよろしいでしょうか。電源容量の指定があれば提示ください。	具体的な想定はありません。事業者の提案によります。
102	業務要求水準書（案）	25	3	2	(4)	3)	②	a		一般照明設備	（a）省エネルギー・高効率・高寿命タイプを利用するとともに、メンテナンスの容易なものとする。との記載に関して、省エネルギー・高効率・高寿命に関する数値目安はありますでしょうか。またその指標に関して評価項目として設定されているとの理解でよろしいでしょうか。	施設全体として必要な環境性能を確保してください。
103	業務要求水準書（案）	25	3	2	(4)	3)	②	b	(a)	外装照明設備	「光害を考慮した」とは、夜間にことさらに新体育館を視認できる照明は求めないということによるでしょうか。アリーナの運営時間終了後に合わせて、ライトアップを終了と考えてよろしいか。	当該項目にはライトアップのみではなく外灯も含まれます。ライトアップは必須ではありませんが、計画する場合は光害対策を行ってください。
104	業務要求水準書（案）	26	3	2	(4)	3)	④	a		受変電設備	2回線受電（本線予備方式）で整備することと記載がありますが2回線の供給可能の可否について、工期内に電力供給について、電力会社と打合せ済みでしょうか。	現時点では協議しておりません。詳細については、設計者が電力会社と御協議ください。
105	業務要求水準書（案）	27	3	2	(4)	3)	⑦	a		情報通信設備	統合ネットワークに含める設備の想定があればご教授願います。	合理化の例として統合ネットワークを挙げていますが、具体的な想定はありません。事業者の提案によります。
106	業務要求水準書（案）	27	3	2	(4)	3)	⑦	a, b		情報通信設備	「拡張性、柔軟性、冗長性のある情報通信システム及び情報通信環境を整備できるよう計画する」とあるが、無線、有線問わず、最適な通信環境を各社独自で提案出来れば良いか。	御理解のとおりです。
107	業務要求水準書（案）	27	3	2	(4)	3)	⑦	c		情報通信設備	「適切なネットワークセキュリティ対策」とありますが、現状アリーナ内部で保管、取扱いすべき機微情報データの想定はありますでしょうか。	機微情報の取り扱いとは想定しておりません。
108	業務要求水準書（案）	27	3	2	(4)	3)	⑦	g, h		情報通信設備	非常用発電設備及び無停電電源装置で維持、対応すべき範囲については、運営上、必要となるシステム等が稼働できれば問題無いか。	御理解のとおりです。
109	業務要求水準書（案）	27	3	2	(4)	3)	⑦	h		情報通信設備	無停電電源を設ける機器の対象は具体的にどこまでになりますでしょうか。例えば、各フロアに設置する個別の機器まで必要でしょうか。	具体的な想定はありません。事業者の提案によります。
110	業務要求水準書（案）	27	3	2	(4)	3)	⑦	i		情報通信設備	観客席のWi-Fi設備はイベント時に持ち込み設置するという理解でよろしいですか。	観客席のWi-Fi設備の常設設置は求めていません。イベント時に持ち込み設置するかは利用者によりますが、そのようなケースも想定したうえで御提案ください。
111	業務要求水準書（案）	27	3	2	(4)	3)	⑦	i		情報通信設備	i項目のWi-Fi設備に関する項目について、「観客席」はWi-Fi利用対象外になるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
112	業務要求水準書（案）	27	3	2	(4)	3)	⑦	i, j		情報通信設備	既存機能エリア（一般観客席、体力測定室、トレーニング室など）には無償で使用できるWi-Fi設備の整備は必須でないとの認識でよろしいでしょうか。	必須ではありませんが、利用者の利便性や運用面の効率性等に配慮のうえ、御提案ください。
113	業務要求水準書（案）	27	3	2	(4)	3)	⑦	i, j		情報通信設備	i項目及びj項目に記載された内容に関しては、セキュリティの観点では同一のネットワークとの理解でよろしいでしょうか。その理解とは異なる場合、想定されている条件をご提示願います。	セキュリティその他技術的に問題ないものであれば支障ありません。
114	業務要求水準書（案）	27	3	2	(4)	3)	⑦	k		情報通信設備	k項目に関して、キャリア各社とは現行に置いて計画敷地での携帯電話キャリアサービスを実施されている企業に限定するとの理解でよろしいでしょうか。	携帯電話キャリア各社とは、NTTドコモ、au（KDDI）、ソフトバンク及び楽天モバイルの4社を指します。
115	業務要求水準書（案）	27	3	2	(4)	3)	⑦	k		情報通信設備	1項目に関して、イベント対象の想定部屋名を開示頂きたいと宜しくお願い致します。	事業者の提案によります。
116	業務要求水準書（案）	27	3	2	(4)	3)	⑦	k		情報通信設備	携帯電話キャリア各社の設備機器、配線工事は各キャリア負担による工事と想定し、ランニングコストを事業負担する想定でよろしいでしょうか。	工事費の負担に関する想定は、御理解のとおりです。ランニングコストについては、各キャリアと協議してください。なお、不感知対策設備の導入に当たっては、シェアリングの活用など、設置スペースの有効活用等を考慮したうえで御提案ください。
117	業務要求水準書（案）	27	3	2	(4)	3)	⑦	k		情報通信設備	携帯電話キャリアはドコモ、ソフトバンク、KDDI、楽天の4社とし、5G対応と考えてよろしいでしょうか。	携帯電話キャリアについては、御理解のとおりです。対象通信規格については、第3 2 (4) 3) ⑦ kの記載のとおりです。
118	業務要求水準書（案）	27	3	2	(4)	3)	⑦	k		情報通信設備	「不感知対策設備を設けること」と記載されていますが、アリーナ施設において携帯不感知対策設備は各通信キャリアが自らの負担で整備するのが一般的ですので、そのように考えればよろしいでしょうか。	No.116の回答を御覧ください。
119	業務要求水準書（案）	27	3	2	(4)	3)	⑦	l		情報通信設備	通信回線などは、外部引込ルートにおける冗長性の確保は必要となるか。	eスポーツ等の各種イベントに柔軟に対応できるよう御提案ください。
120	業務要求水準書（案）	27	3	2	4	3)	⑧			電話設備	公共施設としての公衆電話の設置や、防災拠点としての災害時優先電話の指定についても、事業者提案の範疇と理解してよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
121	業務要求水準書（案）	27	3	2	(4)	3)	⑨	d		テレビ共同受信設備	アリーナ映像設備の映像や中継映像、防犯カメラ映像等はテレビ共聴と同じ配線で整備する必要があると考えてよろしいでしょうか。	当該映像をテレビ設備でも視聴可能となるよう御提案ください。
122	業務要求水準書（案）	28	3	2	(4)	3)	⑩			入退室管理・機械警備設備	当該設備に関する機器を機械警備会社からのレンタル方式により整備することは可能でしょうか。	事業者の提案によります。
123	業務要求水準書（案）	28	3	2	(4)	3)	⑫	c		拡声設備	避難時の多言語対応の音声放送とは、英語と中国語でよろしいか。	少なくとも日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語に対応してください。
124	業務要求水準書（案）	28	3	2	(4)	3)	⑫	c		拡声設備	音声放送（多言語対応等）を設けることとありますが4か国語（日本語、英語、中国語、韓国語）でよろしいでしょうか。提示ください。	No.123の回答を御覧ください。
125	業務要求水準書（案）	28	3	2	(4)	3)	⑭	b		インターホン設備	各スイートにはインターホンを設けることとありますが内線電話を設置対応でもよろしいでしょうか。（インターホン設備の中止）	内線電話での対応も可としますが、発信元の区別ができ、迅速かつ適切な対応が可能な設備を計画してください。
126	業務要求水準書（案）	28	3	2	(4)	3)	⑮	a		トイレ等呼び出し設備	多機能トイレ等に設けることとありますが女子トイレは呼び出し設備は不要でしょうか。	運用面に配慮したうえで御提案ください。
127	業務要求水準書（案）	29	3	2	(4)	3)	⑰			テレビ中継対応設備	設置スペースの確保及び配線ルートの構築のみで機器類の設置はないと考えてよいでしょうか。	御理解のとおりです。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①				
128	業務要求水準書（案）	29	3	2	(4)	3)	⑬	a	テレビ中継対応設備	Bリーグのバスケットライブ配信用の映像伝送設備については、配信業者の別途工事と考えて宜しいでしょうか。また、映像伝送装置の設置スペース及び電源、インターネット接続用として映像伝送装置からMDFまでの空配管を本体工事として見込むものと考えて宜しいでしょうか。	Bリーグでは配信業者とバスケットライブ配信業務に関する委託契約を締結したうえで、リーグの費用負担により、配信業者が別途工事を行います。後段の御質問については、御理解のとおりです。
129	業務要求水準書（案）	29	3	2	(4)	3)	⑬		テレビ中継対応設備	中継用電源車の必要停車台数をご教示ください。	「ホームアリーナ検査要項2026-27シーズン新B1用」の基準を踏まえ、御提案ください。
130	業務要求水準書（案）	29	3	2	(4)	3)	⑬		テレビ中継対応設備	「カメラの設置スペース」と明記されていますが、箇所数の記載がありません。4箇所まで想定しても宜しいでしょうか。	「ホームアリーナ検査要項2026-27シーズン新B1用」の基準を踏まえ、御提案ください。
131	業務要求水準書（案）	29	3	2	(4)	4)	①	a	センターハンギビジョン	4面とも同じサイズでないと不可でしょうか。もし、同じでなくてもよい場合、大きいサイズは記載されたサイズで、他の2面は記載のビジョンサイズより小さくなくてもかまわないでしょうか。	4面すべてが同じサイズである必要はありませんが、要求水準を下回るサイズは認められません。
132	業務要求水準書（案）	29	3	2	(4)	4)	①	b	リボンビジョン	リボンビジョンの長さについて、水準はありますでしょうか。	事業者の提案によります。
133	業務要求水準書（案）	29	3	2	(4)	4)	①	c	サイネージ設備	サイネージについて、サイズ・台数の具体数を明示されているが、それぞれの設置箇所と用途イメージもお示しいただけますでしょうか。コンセプトの認識齟齬なく提案するための参考としたいと思います。	具体的な想定はありません。事業者の提案によります。
134	業務要求水準書（案）	29	3	2	(4)	4)	①	c	サイネージ設備	屋外サイネージは必須と理解してよろしいでしょうか。また屋内と同様に想定の数や用途イメージがあれば認識齟齬なく提案できるが、お示しいただけますでしょうか。	具体的な配置想定はありません。また、屋外への設置は必須ではありません。利用者の利便性向上に鑑みて、御提案ください。なお、設置する場合は秋田市屋外広告物条例などの関係法令を遵守してください。
135	業務要求水準書（案）	29	3	2	(4)	4)	①	c	サイネージ設備	「試合映像等のライブ映像は遅延を1秒以下」について、すべてのサイネージにおいて試合映像の配信が必須でしょうか。	試合映像の配信は全てのサイネージに対応する必要はありません。利用者の利便性や観客のスポーツ観戦体験の向上に資するよう御提案ください。
136	業務要求水準書（案）	29	3	2	(4)	4)	①	c	サイネージ設備	飲食店および売店のにかかるメニューボード等のサイネージについては、(a)の記載に含まれていると理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
137	業務要求水準書（案）	30	3	1	(4)	4)	①	c	(a) サイネージ設備	「デジタルサイネージ用のモニターを設けること（32型モニターを30台程度、50型モニターを20台程度、65型モニターを10台程度、86型モニターを2台程度、98型モニターを1台程度設置することを目安とする。」とありますが、設置場所は事業者提案との理解でよろしいでしょうか？	具体的な配置想定はありません。事業者の提案によります。
138	業務要求水準書（案）	30	3	2	(4)	4)	①	c	(a) サイネージ設備	「想定される費用の範囲」と記載されていますが、これは応札時にPFI事業者が予算化しているデジタルサイネージ用のモニターの費用の範囲という理解でよろしいでしょうか。	サイネージ設備に係る費用の範囲内での調整を基本としますが、全体工事費の予算内で調整する場合も想定されます。
139	業務要求水準書（案）	30	3	2	(4)	4)	①	c	(a) サイネージ設備	具体的なモニターサイズの記載がありますが、各サイズのモニターの配置想定があればご教授願います。	No.137の回答を御覧ください。
140	業務要求水準書（案）	30	3	2	(4)	4)	①	c	(a) サイネージ設備	「程度」という表現が使用されておりますが、目安設置台数を満たさない場合でも、要求水準違反にならないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおり、目安設置台数を満たさない場合でも、直ちに要求水準の未達にはなりません。ただし、想定される費用の範囲において、県との協議により、規格や台数を調整していただく場合があります。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
141	業務要求水準書（案）	30	3	2	(4)	4)	①	c	(a)	サイネージ設備	「程度」という表現ですが、仮に目安設置台数を下回った場合でも、要求水準違反にはならないという理解でよろしいでしょうか。	No.140の回答を御覧ください。
142	業務要求水準書（案）	30	3	2	(4)	4)	①	c	(a)	サイネージ設備	「想定される費用の範囲において、県との協議により、規格や台数を調整する場合がある」とありますが、想定される費用とは維持管理費も含むという理解で宜しいでしょうか。また、仮に事業者が想定していた維持管理費を超える変更があった場合には、その分の費用は県の負担という理解で宜しいでしょうか。	維持管理費を含めたライフサイクルコストを考慮したうえで、PFI事業者が想定した費用の範囲において規格や台数を調整する場合があります。なお、PFI事業者が想定した費用の範囲を超える変更が生じる場合について、県が必要と認めた場合においては、その費用は県が負担することとします。
143	業務要求水準書（案）	30	3	2	(4)	4)	①	c	(a)	サイネージ設備	ハピネッツ等興業にてアリーナを使用する場合、サイネージ設備やキッチンカー等のアリーナ外部の設備の使用については別料金が設定できる理解で良いでしょうか。その他料金設定については、詳細に考え方を御示しいただきたくお願い致します。	利用料金の考え方については、入札公告時までにお示しします。なお、利用料金は、条例で定める基準の範囲内で、PFI事業者が知事の承認を得て定めることとなります。
144	業務要求水準書（案）	30	3	2	(4)	4)	①	c	(a)	サイネージ設備	各所においてデジタルサイネージ用のモニターを設けることとなっているが、施設案内・広告等のそれぞれの表示回数・時間帯・時間（タイムスケジュール）はどのように考えているか。自主事業の広告事業で提案を求めているのか。	表示回数・時間帯・時間（タイムスケジュール）については、具体的な想定はありません。自主事業で広告事業を実施する場合には、興行の際には、別途、主催者との調整が必要となる場合がありますので、御留意ください。
145	業務要求水準書（案）	29-32	3	2	(4)	4)	①-⑤			映像・音響・照明等設備計画	アリーナ照明設備（競技照明、演出照明）は映像設備、音響設備及び他の照明設備と連動した演出を可能とすることと記載があります。また、映像送出システムは、映像設備、音響設備及び照明設備と同期し、一体感があり、ずれのない連動演出が可能な計画とすることと記載があります。照明設備の連動及び同期は電子信号としてのシステム的な同期や連動ではなく、演出のタイムテーブルに合わせたオペレーターの操作で連動した演出ができる設備との解釈で問題ないでしょうか。	電子信号としての同期・連動です。
146	業務要求水準書（案）	30	3	2	(4)	4)	②			場内カメラ設備	リモートカメラやAIカメラ技術的に可能であれば、監視カメラ等と同一のカメラとしてもよろしいでしょうか。	各設備は独立した設備である必要があるため、同一のものは認められません。
147	業務要求水準書（案）	30	3	2	(4)	4)	②	b		AIカメラ	同録の保存期間についての考えはあるか。	事業者の提案によります。
148	業務要求水準書（案）	30	3	2	(4)	4)	②	b		AIカメラ	AIカメラのスペックや想定した機器がありましたらご教示ください。	具体的な想定はありません。要求水準を充足するよう御提案ください。
149	業務要求水準書（案）	30	3	2	(4)	4)	②	b		AIカメラ	AIカメラの貸出は、施設利用料とは別に利用料を徴収してもよろしいでしょうか。	条例に位置付ける施設設備の利用料金収入については、PFI事業者に帰属します。
150	業務要求水準書（案）	30	3	2	(4)	4)	②	b	(a)	AIカメラ	受託者に映像配信を求めているのか。	後日、業務要求水準書（案）を修正します。AIカメラで撮影した映像を施設利用者の練習後・試合後の振り返りやチーム戦術分析等に活用できるよう、事業者には映像の記録及び利用者への提供に関する業務を求めるとし、映像配信に関する業務は不要とします。
151	業務要求水準書（案）	31	3	2	(4)	4)	④			照明設備	Bリーグ「ホームアリーナ検査要領2026-2027シーズン新B1用」の基準のコートエリア照度測定基準に記載の7点での照度が200ルクス以上の差が生じない事の記載があり、本施設においても同様条件との理解でよろしいでしょうか。	「ホームアリーナ検査要項2026-27シーズン新B1用」の基準を充足してください。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
152	業務要求水準書（案）	31	3	2	(4)	4)	④	a	(e)	アリーナ競技照明設備	「個別調光（0～100%）や即時点滅制御が可能な設備とすること」との記載がありますが、照明器具1つ1つに対して調光機能を求められているのではなく、競技面の照度として0～100%の調光操作ができることとの認識で宜しいでしょうか。（競技面の照度として0～100%の調光であれば、すべての照明機器を調光する必要はないと考えています。）	現時点では、1台ごとの個別調光機能を想定していません。
153	業務要求水準書（案）	31	3	2	(4)	4)	④	a	(c)	アリーナ競技照明設備	(c)・・・フリッカ（ちらつき）・・・との記載がありますが、JISZ9127スポーツ照明基準にテレビジョン撮影の要件では、「ちらつき」の項目として設定されており、今回の要件に関してもこの要件に準ずる内容との理解でよろしいでしょうか。	JISZ9127スポーツ照明基準のほか、Bリーグの基準を満たしてください。
154	業務要求水準書（案）	31	3	2	(4)	4)	④	b	(a)	アリーナ演出照明設備	「想定される費用の範囲」と記載されていますが、これは応礼時にPFI事業者が予算化しているムービングライトの費用の範囲という理解でよろしいでしょうか。	アリーナ演出照明設備に係る費用の範囲内での調整を基本としますが、全体工事費の予算内で調整する場合も想定されます。
155	業務要求水準書（案）	31	3	2	(4)	4)	④	b	(a)	アリーナ演出照明設備	アリーナ演出照明として「ムービングライトを40台程度設置することを目安」との記載がされていますが、Bリーグチーム側の要望だと考えて宜しいでしょうか。また、Bリーグ以外で施設に常設されたムービングライト等の高度な演出照明を利用するイベント等を想定しているのでしょうか。（コンサート興行では演出照明は持込となることが想定されます。）	本施設ではスポーツの「みる」機能を重要視しており、Bリーグチームの意見も考慮したうえで、想定台数の目安をお示ししています。ムービングライト等の演出用照明は、Bリーグ以外のトップスポーツやアマチュア競技大会の決勝戦等のほか、多種多様なイベントでの活用を期待しています。
156	業務要求水準書（案）	32	3	2	(4)	4)	⑤	d		映像送出システム（総合演出設備）	スポーツコードはバスケットボールとバレーボールだけでよろしいでしょうか。	Bリーグをはじめとするトップスポーツチームの利用を想定し、最低でもバスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球の4種目に対応できるように計画してください。それ以外の種目への対応については、大会誘致等の可能性に考慮し、御提案ください。
157	業務要求水準書（案）	32	3	2	(4)	4)	⑤	d		映像送出システム（総合演出設備）	プリセットする競技種目は、今後提示されると考えて宜しいでしょうか。	No.156の回答を御覧ください。
158	業務要求水準書（案）	32	3	2	(4)	4)	⑤	d		映像送出システム（総合演出設備）	「緊急時にはメインシステムと同じ設定が適用されたバックアップシステムに速やかに切り替えが可能なこと」と記載がありますが、一般的にはLEDコントローラーを冗長化することで、映像送出システムの不具合時にも試合進行が可能な仕様として考えていますがその認識で問題ないでしょうか。（モーショングラフィックエンジンなども含めた映像送出システム全体を冗長化する場合は非常にコストが高い仕様となります。）	興行利用時に試合進行及び演出が途切れることがないよう計画してください。
159	業務要求水準書（案）	32	3	1	(4)	5)	①	a		キャッシュレス決済システム	クレジット決済・QRコード決済等で全て行い、現金を全く扱わない計画でも問題ありませんでしょうか？	キャッシュレス決済を普段利用していない方が本施設を利用することも見込まれることから、利用者の利便性を考慮し、現金を全く扱わない計画は認められません。
160	業務要求水準書（案）	32	3	2	(4)	5)	①	a		キャッシュレス決済システム	キャッシュレス決済について、全館対応必須など導入範囲の水準はないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。導入範囲については、運用面に配慮したうえで御提案ください。なお、キャッシュレス決済を普段利用していない方が本施設を利用することも見込まれることから、利用者の利便性を考慮し、現金を全く扱わない計画は認められません。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
161	業務要求水準書（案）	32	3	2	(4)	5)	①	a	キャッシュレス決済システム	キャッシュレス決済システムは、施設内で一律に整備するものとし、整備されたシステムを「県が選定したテナント入居者」が使用するとともに、システムに係る手数料など規約にテナント入居者等が準じるという理解でよろしいでしょうか。	駐車場を含む施設内において、キャッシュレス決済システムを導入することとしていますが、飲食テナントスペースの入居者が施設側で導入したシステムを利用するかについては、現時点ではお答えできません。PFI事業者と入居者との間で協議が必要と考えます。	
162	業務要求水準書（案）	32	3	1	(4)	5)	②	a	混雑緩和システム	トイレの混雑状況は男子用でも必須でしょうか？	必須ではありませんが、利用者が快適に施設を利用できるよう御提案ください。	
163	業務要求水準書（案）	33	3	2	(5)	1)	④	d	保守性・更新性・拡張性	将来の空調負荷増加への対応とありますが、どの程度の負荷増加を想定しておりますでしょうか。現時点での想定がありましたら、提示願います。	具体的な想定はありません。事業者の提案によります。	
164	業務要求水準書（案）	34	3	2	(5)	3)	①	a	空調設計条件	屋内環境条件の暖房時の湿度条件が、居室、トレーニング室、多目的室で50%となっておりますが、「建築設備設計基準」では湿度40%となっております。設備機器の装置能力が湿度50%を確保できる能力であればよいでしょうか。	空調設計条件については、屋内環境条件で示す温湿度に空調可能であれば支障ありません。なお、条件に見直しが生じる場合は入札公告時までに示します。	
165	業務要求水準書（案）	35	3	2	(5)	3)	①	b	空調設計条件	空調負荷計算において「体育館の利用者数は200人以上を想定すること」とありますが、観覧席を除く、体育館フロア面で200名以上との理解でよろしいでしょうか。また、200人以上とした根拠、想定競技・演目等があればご教示ください。	「別紙11 各室条件表」に記載のとおり、「固定席で200席以上」の条件に準じています。空調負荷計算においては利用者（観客席）以外の負荷も適宜見込んだ計画としてください。	
166	業務要求水準書（案）	35	3	2	(5)	3)	②	f	空調設備	バドミントン、卓球等の公式試合における適切な風速、気流を計画することとありますが、競技エリア内で0.5m/s程度でよろしいでしょうか。具体的な数値がありましたら、提示願います。	第9 2 (2) で示す利用形態を想定していますので、設計・施工関連資料のほか、関係する大会規程等を確認してください。	
167	業務要求水準書（案）	37	3	2	(5)	3)	⑤	a	排煙設備	「諸室環境に応じた適切な排煙方式を選定すること」とありますが、避難安全検証法を用いて蓄煙方式も含まれると考えてよろしいですか。	関係法令の規定を満たしていれば、支障ありません。	
168	業務要求水準書（案）	37	3	2	(5)	3)	⑥	b	自動制御設備	「管理区分毎に水光熱の使用量が計測できるようにすること」との記載がありますが、管理区分とは「PFI事業者」「スポーツ協会」「飲食テナント」などの管理者の区分との理解でよろしいでしょうか。その場合、PFI事業者以外の区分の水光熱使用量計測機器（電力メーター等）の更新は、各区分管理者において実施するとの理解でよろしいでしょうか。例：飲食テナントの電力メーター更新	管理区分の考え方はご理解のとおりです。使用量計測機器（電力メーター等）の更新はPFI事業者が行ってください。	
169	業務要求水準書（案）	37	3	2	(5)	4)	①		給水設備	屋外散水栓の減免用のメーターは設置する必要がありますでしょうか。	差引メーター設置による減免制度はありませんが、別途設置することにより下水道使用料が軽減される場合があります。設置する場合は、メーター更新が必要になることに留意し御提案ください。	
170	業務要求水準書（案）	38	3	2	(5)	4)	③	a	給湯設備	施設内各箇所とありますが、具体的な給湯箇所を提示願います。トイレ洗面の給湯は必要でしょうか。	原則、給湯に対応することが望ましいですが、省エネルギー基準にも配慮が必要であることも踏まえ、設備設計全体として最適化された提案を期待します。	
171	業務要求水準書（案）	39	3	2	(5)	4)	⑦	a	厨房器具設備	「セントラルキッチンとしての役割を担う厨房機器を計画」と記載がありますが、飲食テナントスペースの運営者・テナント・業態等が未定かと思われれます。整備すべき厨房機器並びに、想定面積等をご教示ください。	入札公告時までに示します。	

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①				
172	業務要求水準書（案）	40	3	3	(1)	1)	d	配置・構造等	「西側道路への出入口は（中略）現県立体育館の解体工事が始まる前までの間に整備すること」とありますが、西側出入口の既存建物解体中（＝第一駐車場工事期間）の利用想定をご教示ください。また、その期間にロータリー出入口を活用して、一部駐車機能の出入口を代替することはできないという理解でしょうか。	現県立体育館解体から第一駐車場整備までの期間は、解体及び整備の工事専用の出入口として利用することを想定しています。この期間の新県立体育館利用者の出入口は、ロータリー側のみとなるため、工事用車両は通行できません。	
173	業務要求水準書（案）	40	3	3	(1)	3)		設備	キッチンカー等が利用する屋外用の通信環境も提供するという理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。	
174	業務要求水準書（案）	40	3	3	(1)	3)	a	設備	【業務要求水準書】キッチンカーのインフラ整備とは電源設備とスペース確保という認識で大丈夫でしょうか？キッチンカーの最大設置台数、基準等ありますか？	御理解のとおりです。なお、キッチンカーの最大設置台数、基準等については、具体的な想定はありません。事業者の提案によります。	
175	業務要求水準書（案）	40	3	3	(1)	3)	a	設備	イベント時に利用可能なインフラ設備を設けることとありますが ①西側パーキングに10kVA（単相電源）×2面程度と考えればよろしいでしょうか。電源容量の指定があれば提示ください。	具体的な想定はありません。事業者の提案によります。	
176	業務要求水準書（案）	40	3	3	(1)	3)	c	設備	【業務要求水準書】フラッグポールは3旗用でしょうか。位置の指定はないでしょうか？	3旗用で構いません。位置の指定はありませんが、新県立体育館及び秋田県道26号線秋田停車場線（山王大通り）から視認しやすい位置に設置してください。	
177	業務要求水準書（案）	41	3	3	(2)	a		ロータリー	「バス（シャトルバス等）」と記載ございますが、路線バスは含まれないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
178	業務要求水準書（案）	41	3	3	(3)	1)	①	d	配置・構造等	「バイク置き場及び駐輪場を一般来場者用として適宜確保すること」とありますが、台数の設定については、事業者判断に任せるということで良いでしょうか。	事業者の提案によります。
179	業務要求水準書（案）	41	3	3	(3)	1)	④	a	駐車場管制設備	「入出庫・料金管理ができる管制設備を設ける」との記載がありますが、駐車場は第1、第2共に有料であるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、駐車場料金はPFI事業者収入であるとの理解でよろしいでしょうか。	第1、第2駐車場は共に基本的に有料を想定していますが、利便性に配慮し、低廉な料金体系等も検討しています。なお、駐車場料金は施設条例の範囲内で事業者が県の承認得た上で定め、利用料金として、収受することになります。
180	業務要求水準書（案）	42	3	3	(3)	1)	④	e	駐車場管制設備	インターネット・スマートフォン等からの駐車場の予約は常に対応可能な仕組みを構築している必要があるでしょうか。大規模大会・イベント等による全館貸切利用時などに限定した運用を想定しているでしょうか。	入札公告時までにお示しします。
181	業務要求水準書（案）	43	3	3	(4)	1)	c	共通	現状と同等以上の機能を有する（丘）の機能とは具体的にどのような機能を指すのか。	現状では、散策や犬の散歩のほか、冬にはそり遊びなど子どもの遊び場として利用されています。	
182	業務要求水準書（案）	43	3	3	(4)	1)	c	共通	「現状と同等以上の機能を有し、八橋運動公園に相応しいシンボリックな丘と緑地を再整備すること」とありますが、丘が現状有する機能について具体的にご教示下さい。	No.181の回答を御覧ください。	
183	業務要求水準書（案）	43	3	3	(4)	2)	b	緑地	「丘の北側及び頂上部と連続性のある緑地を現県立体育館の跡地に整備し」とありますが、「7,000㎡以上」とは計画地1全体の中で整備する面積と考えてよろしいでしょうか。	単独で点在した緑地の合計ではなく、一体で連続性のある緑地面積としてください。	
184	業務要求水準書（案）	43	3	3	(4)	2)	b	緑地	緑地の総面積は7,000㎡以上とありますが、緑地の面積の算定方法について、ご指示いただけますか	水平投影面積で7,000㎡以上確保するようにしてください。	
185	業務要求水準書（案）	43	3	3	(4)	3)	a	遊具（広場）	設置する遊具の対象年齢の想定をお聞きしたいです。	主に、未就学児から児童までの利用を想定しています。	

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①				
186	業務要求水準書（案）	43	3	3	(4)	3)	a		遊具（広場）	【業務要求水準書】遊具の設置に伴う基準はないでしょうか？既製品遊具だけでなく、安全性に配慮したものであれば現場製作品でも可能でしょうか？	秋田県土木工事共通仕様書に基づき設置してください。設置する遊具は既製品に限りません。
187	業務要求水準書（案）	43	3	3	(5)	a			アリーナエントランス前スペース	十分な広さのスペースを設けること。とありますが、具体的な指定はありますか？	具体的な指定はありません。観客の入退場やPFI事業者側で想定するイベント開催に十分なスペースを御提案ください。
188	業務要求水準書（案）	45	4	1	(6)	b			設計業務範囲	「面積増や大幅な用途変更が伴わない限り、契約の範囲内で対応するものとする」と記載されていますが、対応の結果、各業務費に増加が生じた場合には、当該増加費用については県にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	原則、契約金額の範囲内で対応いただくこととなります。各業務費の増加を伴う設計変更については、個別に協議することを想定しています。
189	業務要求水準書（案）	45	4	1	(6)	b			設計業務範囲	「面積増や大幅な用途変更」のほか、設計・申請工程の遅延、事業費への影響がない場合に限り、設計変更に対応するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
190	業務要求水準書（案）	45	4	2	(1)	a・b			設計業務及びその関連業務（各種関係機関との調整、許認可申請含む）	要求水準、提案書に記載のない又は要求水準を超える要望について設計に反映する場合は、設計費及び工事費等が補填されると理解して宜しいでしょうか。	要望の反映については、契約金額の中で対応可能な範囲を想定しています。ただし、県が必要と判断した場合には、県がその費用を別途負担する場合があります。
191	業務要求水準書（案）	45	4	2	(1)	a, b			設計業務及びその関連業務（各種関係機関との調整、許認可申請含む）	要望を確認・協議の上、その結果にて工事費の増減が生じた場合、どのような対応を行うかご教示ください。	No.190の回答を御覧ください。
192	業務要求水準書（案）	45	4	2	(1)	b			設計業務及びその関連業務（各種関係機関との調整、許認可申請含む）	秋田ノーザンハピネッツの要望を基本設計に反映させることとあるが、全てを反映することが採算上難しい場合の取り扱いはどうなるのか？新B1用の基準が充足されていれば要望は反映したと見做されるのか？	秋田ノーザンハピネッツ株式会社及び公益財団法人秋田県スポーツ協会の要望については、可能な限り、基本設計や実施設計に反映することを求めています。ただし、県が必要と判断した場合、県がその費用を別途負担することがあります。Bリーグが定める「ホームアリーナ検査要項 2026-27 シーズン新B1用」の基準を充足することを以て、秋田ノーザンハピネッツ株式会社の要望を反映したとはみなされません。
193	業務要求水準書（案）	45	4	2	(1)	b			設計業務及びその関連業務（各種関係機関との調整、許認可申請含む）	県は既に秋田ノーザンハピネッツ及び秋田県スポーツ協会の要望や意見を確認されており、それらの内容については本要求水準書に反映されているという理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書（案）は、両者のほか、関係団体の要望や意見を聴取したうえで作成しています。
194	業務要求水準書（案）	45	4	2	(1)	b			設計業務及びその関連業務（各種関係機関との調整、許認可申請含む）	秋田ノーザンハピネッツ及び秋田県スポーツ協会の要望や意見を設計に反映することにより建設工事費等が増加する場合には、県の起因による設計変更と同様の扱いとみなし、当該増加費用は県にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	秋田ノーザンハピネッツ株式会社及び公益財団法人秋田県スポーツ協会の要望については、可能な限り、基本設計や実施設計に反映することを求めています。ただし、県が必要と判断した場合、県がその費用を別途負担することがあります。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
195	業務要求水準書（案）	45	4	2	(1)	b				設計業務及びその関連業務（各種関係機関との調整、許認可申請含む）	「秋田ノーザンハピネッツ(株)及び公益財団法人秋田スポーツ協会の要望を確認・協議の上、基本設計、実施設計に反映すること」とありますが、要望を反映した結果、仮に維持管理費の増大となった場合には、その費用は県が負担するという理解でよろしいでしょうか。	No.194の回答を御覧ください。
196	業務要求水準書（案）	45	4	2	(1)	d				設計業務及びその関連業務（各種関係機関との調整、許認可申請含む）	各種関係機関との調整、許認可申請については、想定が難しく「当事業にどのような申請が必要かまたその内容、申請期間、あるいは提案内容が許認可に抵触しない設計か等」事前協議を提案前の現時点から開始が可能かご教示ください。可能でない場合は、申請内容・期間、許認可関わる基準事項について要求水準書にて記載ください。	事前協議は妨げません。 なお、事前に確認している内容については、入札公告時まで「別紙14 各種関係機関への事前確認事項リスト」によりお示しします。
197	業務要求水準書（案）	46	4	2	(1)	f	(b)			設計業務及びその関連業務（各種関係機関との調整、許認可申請含む）	法律および条例の規制値以下であることを確認するという主旨でしょうか。	御理解のとおりです。
198	業務要求水準書（案）	47	5	1	(3)	1)				建設責任者の配置	既存体育館解体期間中の監理技術者の配置は求められないという理解でよろしいでしょうか。また、新体育館建設期間中と公園整備期間中に配置する監理技術者は同一の人物でなくても良いという理解でよろしいでしょうか。	監理技術者の配置の考え方は建設業法によります。
199	業務要求水準書（案）	48	5	2	(1)	c				基本的な考え方	周辺住民に対する建設工事関係の事前説明について、想定されている対象範囲があればご教示ください。	現地の状況に基づき、秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例等の関係法令や、周辺住民に十分配慮してください。
200	業務要求水準書（案）	48	5	2	(1)	d				基本的な考え方	上記のやむを得ない事情で丘を切り下げた場合は評価への影響はないと考えてよろしいですか。	選定時の評価には影響はありません。
201	業務要求水準書（案）	49	5	2	(1)	d				基本的な考え方	新体育館の建設にあたり生じた発生土を現体育館解体後の埋め戻しに有効活用するため場外の近傍にて一時置き可能な場所がありますでしょうか。仮置き可能な場所がない場合、指定搬出先があればご教示ください。	現時点では把握しておりません。
202	業務要求水準書（案）	49	5	2	(2)	1)				事前調査等	「建築準備調査等」「事前調査」と明記されていますが、周辺家屋で影響／損害が出そうな範囲を想定し、対応すれば宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
203	業務要求水準書（案）	49	5	2	(2)	1)	a			事前調査等	周辺住民として、八橋陸上競技場に隣接する北側の八橋本町2丁目の町内会の住民のみを対象とし、山王大通りを挟んだ南側、市道を挟んだ西側（秋田保健所側）、けやき通りを挟んだ東側は考慮しないこととしてよろしいか。	着工前に施工方法等による周辺への影響を勘案し、県とPFI事業者との協議により決定します。
204	業務要求水準書（案）	50	5	2	(3)	2)				中間検査	工事の出来形を確認するためと記載されていますが、この確認は施設整備期間中に国庫補助金等を原資として同整備費が支払われるために必要となる出来形の確認という理解でよろしいでしょうか。	事業の進捗に応じてPFI事業者へ施設整備費相当分のサービス購入料を支払う際に、事業実績を確認するためのものです。なお、事業費には国庫交付金や地方債を充当予定であり、必要な協力を求めます。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
205	業務要求水準書（案）	52	5	2	(5)				器具備品設置業務	「現に既存施設に設置している器具備品については、県が事業者は無償で貸与する」とありますが、すべての既存器具備品を再利用することは現実的でないと考えます。その場合、利用しない器具備品については県の負担にて処分していただくことは可能でしょうか。	既存施設から全ての器具備品を移設する計画はありません。既存施設に設置している器具備品のうち新施設に引き継ぐものについては、「別紙22 器具備品一覧」を公表する際にお示しします。新施設に移設しない器具備品については、県の負担により処分します。	
206	業務要求水準書（案）	53	6	1	(2)	2)			工事監理業務担当者の設置	工事監理業務担当者は非常駐との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
207	業務要求水準書（案）	55	7	1					開館準備業務	開館準備業務開始前に施設の所有権は県に移転するという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
208	業務要求水準書（案）	55	7	1	(2)				業務区分	開業準備に関して、県で対応を想定される業務がありましたらご教示願います。	開館記念式典への招待者（行政関係者等）の選定業務が想定されます。	
209	業務要求水準書（案）	55	7	1	(4)				実施体制	確保すべき人材に、必要な所持資格は事業者の提案という形で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。	
210	業務要求水準書（案）	55	7	2	(1)	1)	a		マニュアルの整備	共用開始前の準備として、必要なマニュアルを作成し、県の承認を得るとありますが、必要なマニュアルとはどこまでを想定しているかご教示願います。	施設・設備等の操作マニュアル、運営マニュアル（受付者対応・受付など）、個人情報保護マニュアル、災害時初動対応マニュアル等を想定しています。	
211	業務要求水準書（案）	56	7	2	(1)	4)			予約システム整備業務	予約システム用のHPと、広告・宣伝活動用のHPを一括して開設し、それぞれの機能を持たせることが出来れば水準を満たすと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
212	業務要求水準書（案）	56	7	2	(1)	4)			業務の要求水準	共用開始の6か月前からホームページの開設・施設予約システムを整備し維持管理及び運営を行う、とありますが、これに係る作業の場として、現体育館の諸室を使用することは可能でしょうか？	現県立体育館を使用することは想定していません。	
213	業務要求水準書（案）	56	7	2	(2)	1)	b		広報・宣伝活動	パンフレットは、部数や大きさ等は事業者の提案との理解でよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。	
214	業務要求水準書（案）	56	7	2	(2)	1)	b		広報・宣伝活動	パンフレットの言語は日本語のみでよろしいでしょうか。	日本語を必須とし、その他言語への対応は提案とします。	
215	業務要求水準書（案）	56	7	2	(2)	2)	a		開業前の利用申込受付	「供用開始前から実施すること。」とありますが、実施場所は事業者提案との理解でよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。	
216	業務要求水準書（案）	57	7	2	(3)				開館式典及び内覧会等の実施業務	開館式典及び内覧会、開館記念イベントの実施時期については開業準備業務の業務期間中に行うという認識でよろしいでしょうか。具体実施日の想定がございましたらご教示ください。	前段については、御理解のとおりです。実施日については、PFI事業者の提案に基づき、県とPFI事業者が協議のうえ決定します。	
217	業務要求水準書（案）	58	8	1	(1)				業務の概要	「維持管理業務は、各施設の引渡日から…」とありますが、新体育館の維持管理業務は、引渡日から供用開始日までは、開業準備業務（開館準備期間中の維持管理業務）として実施するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
218	業務要求水準書（案）	58	8	1	(4)	1)			実施体制	新体育館の運営時間内は維持管理業務責任者（担当者）は常駐する事が条件でしょうか。もしくは運営側の職員がその代わりを行う組織体制でも問題ないでしょうか。	第8 1 (4) 1) b (c) の要件を満たし業務に支障がない場合は非常駐でも可能です。	
219	業務要求水準書（案）	59	8	1	(4)	1)			維持管理業務責任者の設置	各業務責任者は、統括責任者との兼務はできないが、同業務担当者との兼務は可能という理解でよろしいでしょうか。	①各業務責任者（個別業務の責任者）と統括責任者の兼務はできません。 ②各業務責任者（個別業務の責任者）と統括管理業務担当者の兼務は可能です。 ③各業務責任者（個別業務の責任者）と各業務担当者の兼務はできません。	

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
220	業務要求水準書（案）	59	8	1	(4)	1)				維持管理業務責任者の設置	維持管理業務責任者は、常駐又は非常駐いずれの体制も可能との認識でよろしいでしょうか。	No.218の回答を御覧ください。
221	業務要求水準書（案）	59	8	1	(4)	1)				維持管理業務責任者の設置	維持管理業務責任者は、常駐又は非常駐いずれの体制も可能との認識でよろしいでしょうか。	No.218の回答を御覧ください。
222	業務要求水準書（案）	59	8	1	(4)	1)				維持管理業務責任者の設置	維持管理責任者の設置とは、施設規模から想定すると新県立体育館への常駐を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	No.218の回答を御覧ください。
223	業務要求水準書（案）	59	8	1	(4)	1)	b	(b)		維持管理業務責任者の設置	県が主催する会議や委員会とはどのようなものを想定されているのでしょうか。	後日、業務要求水準書（案）を修正します。県が主催する会議等は、事業全般に関する課題等を検討する会議を想定しています。この会議等には統括管理業務責任者の出席を求めます。
224	業務要求水準書（案）	59	8	1	(4)	2)	a, b			維持管理業務担当者の設置	維持管理業務責任者及び担当者の区分及び資格者要件は、秋田県技術者区分表によるものでよろしいでしょうか。	法令等により設置が義務付けられている場合は、その資格を有する者を配置してください。
225	業務要求水準書（案）	60	8	1	(7)	b				第三者への委託の取扱い	標記の内容は、維持管理業務を担う事業者（構成員または協力企業）から再々委託ができないという認識でよろしいでしょうか。また再々委託が不可能な理由についてお示しいただけますでしょうか。	県の承認があった場合には、構成員又は協力企業以外の者に再委託することができます。業務の履行や法令遵守を重要視していることからさらに再委託することは認めません。
226	業務要求水準書（案）	62	8	2	(2)	1)				業務の対象	Bリーグ興行時とその他興行時において飲食テナントが異なる想定はあり得るのか？ 例えば、Bリーグ興行時は秋田ノーザンハピネッツの協力事業者が出店、その他興行時はSPCの協力事業者が出店・運営等の形態。	Bリーグ興行時とその他興行時において飲食テナントが異なることは、想定していません。県が選定した事業者が飲食テナントスペースを常時運営します。
227	業務要求水準書（案）	62	8	2	(2)	1)				業務の対象	「飲食テナントスペースの扱いについては、入札公告時までに示すものとする」とありますが、厨房機器含め、飲食テナントの使用状況により必要となる対応が変わり事業者ではコントロールできないため、PFI事業範囲から外していただけますでしょうか。	入札公告時までに示します。
228	業務要求水準書（案）	62	8	2	(3)	1)				業務の対象	「飲食テナントスペースの扱いについては、入札公告時までに示すものとする」とありますが、テナントの使用状況により対応が変わり事業者では想定が難しいため、PFI事業範囲から外していただけますでしょうか。	入札公告時までに示します。
229	業務要求水準書（案）	62	8	2	(2)	1)	a			業務の対象	「業務の対象は、新県立体育館に設置した備品・什器・機材等」とありますが、これは本事業にて新たに整備した備品・什器・機材等のみが対象であって、修理・更新時期の予測がたない既存施設から移設される器具備品（別紙22）など本事業で新たに整備したもの以外は対象外との理解でよろしいでしょうか。	既存施設から移設する器具備品についても対象となります。対象の器具備品については「別紙22 器具備品一覧」によりお示ししますが、これらの備品の更新費用等についてもサービス購入料に含まれます。
230	業務要求水準書（案）	62	8	2	(3)	1)	a			業務の対象	Bリーグ興行時の清掃や衛生消耗品の費用負担も事業者側でしょうか。	Bリーグ興行終了後の清掃については、施設利用者（試合主催者）の費用負担により行い、衛生消耗品についてはPFI事業者の費用負担となります。あわせてNo. 239の回答も御覧ください。
231	業務要求水準書（案）	62	8	2	(3)	2)				業務の方針	ロボット清掃についての制約はございますか。	事業者の提案によります。
232	業務要求水準書（案）	63	8	2	(3)	3)	①	c	(a)	廃棄物処理業務	どの程度の制限を想定されますか。（ゴミ箱の設置制限等）	ゴミ箱の設置等に基準は設けませんので、環境に配慮する新県立体育館であることを踏まえて御提案ください。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
233	業務要求水準書（案）	63	8	2	(3)	3)	①	c	(c)	廃棄物処理業務	「施設内より発生する全てのごみの収集・運搬・処理を行う」との記載がありますが、廃棄物処理業者との契約もPFI事業者が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
234	業務要求水準書（案）	63	8	2	(3)	3)	①	c	(c)	廃棄物処理業務	「施設内より発生する全てのごみの収集・運搬・処理を行う」とありますが、Bリーグ等の試合観戦で発生したごみも対象でしょうか。	Bリーグ等の試合観戦で発生したごみの処理については、施設利用者（試合主催者）が行うこととなります。
235	業務要求水準書（案）	63	8	2	(3)	3)	①	c	(c)	廃棄物処理業務	「施設内より発生する全てのごみの収集・運搬・処理を行う」との記載がありますが、飲食テナントから発生する廃棄物については、飲食テナントが排出事業者となることから、廃棄物処理業者との契約も飲食テナントが直接契約し、その費用を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
236	業務要求水準書（案）	64	8	2	(3)	3)	②	a		施設別の特記事項	「大会・イベント等の開催時等、特に混雑が予想される場合は、エントランスホールやコンコース等に相当数のゴミ箱を設置する等、新県立体育館内のごみ散乱防止に努めること」とありますが、大会・イベントの内容により必要となるゴミ箱の数は異なるため、臨時で必要となるゴミ箱の設置及び処理に係る費用は主催者負担とする前提で提案することよろしいでしょうか。	ゴミ箱の設置及びごみの処理は主催者が行うこととなります。
237	業務要求水準書（案）	64	8	2	(3)	3)	②	a	(a)	施設別の特記事項 アリーナ・体育館	大会・イベント時のゴミ対応（ゴミ箱の設置やゴミそのもの処理）は、主催者に責任をもって処理してもらおう方針でよろしいか。	御理解のとおりですが、一時的な保管や事業者を紹介するなど主催者に便宜を図り、再利用につながるようなサービスの提供も可能です。
238	業務要求水準書（案）	64	8	2	(3)	3)	②	a	(a)	施設別の特記事項 アリーナ・体育館	大会・イベント時等に設置するゴミ箱は、イベント主催者が用意するとの理解でよろしいでしょうか。また、その際に発生する廃棄物の処理費もイベント主催者負担にて処理するとの理解でよろしいでしょうか。	No.236の回答を御覧ください。
239	業務要求水準書（案）	64	8	2	(3)	3)	②	a	(a)	施設別の特記事項 アリーナ・体育館	大会・イベント等の開催時等に発生する清掃業務については主催者側と交渉して別途契約を結ぶ理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
240	業務要求水準書（案）	64	8	2	(3)	3)	②	b	(a)	施設別の特記事項 体力測定室・トレーニング室	常駐の清掃員配置を要求するものでしょうか。	清潔な状態を保つことができれば、必ずしも常駐を要求するものではありません。
241	業務要求水準書（案）	64	8	2	(3)	3)	②	c	(f)	施設別の特記事項 その他諸室	プライバシー配慮について具体的な指針はございますか。	具体的な指針はありませんので、趣旨を踏まえて御提案ください。
242	業務要求水準書（案）	64	8	2	(3)	3)	②	d	(c)	施設別の特記事項 外構	マンホール内部清掃も含まれますか。	マンホール内部清掃も含まれます。
243	業務要求水準書（案）	64	8	2	(3)	3)	②	d	(d)	施設別の特記事項 外構	除排雪費用の積算に係る実施回数等のベンチマークはございますか。	入札公告時までにお示しします。
244	業務要求水準書（案）	64	8	2	(3)	3)	②	d	(d)	施設別の特記事項 外構	除雪を実施すべき堆雪量の基準がありましたご教示ください。 例【〇〇cm以上の積雪時は除雪を実施する】等	入札公告時までにお示しします。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
245	業務要求水準書（案）	64	8	2	(3)	3)	②	d	(d)	施設別の特記事項外構	排雪について、排雪頻度の考え方により事業費が大きく変動します。排雪に関する理解統一のため「イベント開催時には堆雪がないようにする」など排雪に係る基準がありましたらご教示ください。	入札公告時までにお示しします。
246	業務要求水準書（案）	64	8	2	(3)	3)	②	d	(d)	施設別の特記事項外構	「不便のないように、適切に除雪・排雪」するためには、八橋陸上競技場までの園内道路や第2・第3駐車場からの園内道路の除排雪が先行的に又は一体的に実施される必要があるが、その指示や公園管理者との連携は、県のどの部署が担当となるのか。	入札公告時までにお示しします。
247	業務要求水準書（案）	65	8	2	(5)	3)	d			要求水準	設備業務に従事する職員が施設内外の巡回などを行う、警備体制の提案でも問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。なお、必要に応じて法令上求められる資格者等を配置してください。
248	業務要求水準書（案）	65	8	2	(5)	3)	e			要求水準	「大会・イベント時には、利用者の混乱を避け、安全が確保できるよう警備体制を整えること」とありますが、主催者が自らの費用で別途実施する警備に対して、PFI事業者は通常の警備体制で対応可能な範囲で支援をするという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
249	業務要求水準書（案）	65	8	2	(5)	3)	e			要求水準	大会・イベント時の警備体制構築に掛る費用について、PFI事業者が自ら行う大会・イベント以外は、主催者負担との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
250	業務要求水準書（案）	65	8	2	(5)	3)	e			要求水準	大会・イベント時の警備体制構築に掛る費用について、PFI事業者が負担する場合は、大会・イベントの想定回数及び集客人数想定をご教示下さい。	公表資料から事業者において想定してください。
251	業務要求水準書（案）	65	8	2	(5)	3)	e			要求水準	Bリーグ開催時の特別警備も対象でしょうか。	特別警備が何を指しているか不明ですが、多くの来館者が予想される催事での安全確保を求めているものであり、Bリーグ開催時のみの特別な対応は想定していません。
252	業務要求水準書（案）	65	8	2	(6)	1)				業務の対象	経常修繕及び計画修繕の費用は全てPFI事業者が負担するという認識でよろしいでしょうか	御理解のとおりです。
253	業務要求水準書（案）	66	8	2	(6)	1)				業務の対象	「ここでいう修繕業務とは経常修繕及び計画修繕」と記載されています。計画修繕には、通常、大規模修繕を含みますが、本事業は約16年弱の運営期間であること、又、要求水準書P9「9 事業期間終了時の引継ぎ等」には性能・機能を発揮できる状態であればよいという趣旨の記載があることから、大規模修繕は本事業の対象外という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
254	業務要求水準書（案）	66	8	2	(6)	3)	②			修繕・更新の実施・報告	修繕は金額によらず全て維持管理業務の担当企業が行う予定でしょうか。一定額以上の修繕については県側の負担を検討して頂く事は可能でしょうか。	事業期間内に大規模な修繕が必要な事態になったときは、その都度協議することを想定しています。
255	業務要求水準書（案）	67	8	2	(8)	1)				業務の対象	対象施設は新県立体育館のみとし、外構や駐車場などは対象外という認識でよろしいでしょうか。	外構・駐車場等も対象とします。
256	業務要求水準書（案）	67	8	2	(8)	3)	b			要求水準	「大規模改修時期を示すものであること」と記載されていますが、大規模改修は本事業の業務範囲外であり、県が必要に応じて別途発注されるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、事業期間内に大規模な修繕が必要な事態になったときは、その都度協議することを想定しています。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①				
257	業務要求水準書（案）	67	8	2	(8)	3)	c		要求水準	「改修履歴を示す」と記載されていますが、本事業では初期の性能や機能の水準を超えて改善（グレードアップ）する改修業務は含まれていないことから、本記載は「修繕履歴を示す」という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。後日、業務要求水準書（案）を修正します。
258	業務要求水準書（案）	67	8	2	(8)	3)	e		要求水準	「事業終了2年前には～、中長期修繕計画の見直しを行い」と記載されていますが、これは10年経過時に見直しをおこなった後、さらにその約3年後に事業期間の残存期間2年間の修繕計画を見直すという理解でよろしいでしょうか。そうではなく、事業期間以降も含めた中長期修繕計画である場合、その後何年間の中長期修繕計画を立案することになるのでしょうか。	計画期間は、60年を想定しております。
259	業務要求水準書（案）	68	9	1	(1)				業務の概要	人件費削減を目的とした、デジタル技術を活用すべき貴県との情報共有について、具体的にどの様な情報を想定されておりますでしょうか。	人件費の削減は一例であり、例えば、デジタル化によって蓄積されたデータを活用して施設の稼働状況を分析するなど、県有施設としての有効利用や施設利用者の満足度向上につながるような提案を期待します。
260	業務要求水準書（案）	68	9	1	(2)				業務区分	業務区分にトレーニング室の管理運営の記載がありませんが、トレーニング室の管理運営はPFI事業者でしょうか。その場合は、管理運営業務内容・体制をご教示お願い致します。	トレーニング室の管理運営については、PFI事業者が行います。業務内容等は入札公告時までに示します。
261	業務要求水準書（案）	68	9	1	(3)				実施体制	責任者、担当者、従事者の各配置人員数は、事業者の提案との理解でよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
262	業務要求水準書（案）	70	9	1	(7)	a			光熱水費の取扱い	4年目以降は変動に応じて改定を行うとのことですが、これは毎年行うものと考えてよろしいでしょうか。また、改定方法についても現時点で具体的にお示しいただけませんかでしょうか。	入札公告時までに示します。
263	業務要求水準書（案）	70	9	1	(7)	a			光熱水費の取扱い	「供用開始から3年目まで～」と記載されていますが、開業準備期間の光熱水費もPFI事業者の提案金額に基づき支払われるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
264	業務要求水準書（案）	70	9	1	(7)	a			光熱水費の取扱い	4年目以降における標準使用量の変動に伴う改定の詳細について、入札公告時までに示されるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
265	業務要求水準書（案）	70	9	1	(7)	a			光熱水費の取扱い	「3年目までは原則としてPFI事業者の提案金額に基づく」との記載がありますが、エネルギー供給事業者（電力会社等）への支払はPFI事業者が行い、提案した金額分を県が事業者へ支払うとの理解でよろしいでしょうか。その場合、エネルギー供給事業者の選択もPFI事業者に委ねていただけたとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
266	業務要求水準書（案）	70	9	1	(7)	a			光熱水費の取扱い	Bリーグ開催やイベント時の光熱水費も提案金額に見込むという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
267	業務要求水準書（案）	70	9	1	(7)	a			光熱水費の取扱い	4年目以降は3年目までの使用量を基準にするとの記載がありますが、5年目以降の改定はどの数値を標準使用量にするのでしょうか。例：【5年目は過去3年、2～4年目の使用量を標準使用量にする等】	入札公告時までに示します。
268	業務要求水準書（案）	70	9	1	(7)	a			光熱水費の取扱い	標準使用量の算出方法をご教示ください。	入札公告時までに示します。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
269	業務要求水準書（案）	70	9	1	(7)	a				運営業務に関する要求水準	光熱水費について、事業者の努力により余剰金が生じた場合は、プロフィットシェアリングの考え方に則り事業者の収入との認識でよろしいでしょうか？	実施方針「添付資料1 プロフィットシェアリングの考え方」とおり、一部はPFI事業者の収入となります。
270	業務要求水準書（案）	70	9	1	(7)	a				光熱水費の取扱い	光熱水費は、3年目まではPFI事業者の提案金額に基づくものとする、とありますが、物価変動や利用者の大幅な増加など予期できない要因により提案金額と著しい乖離が生じた場合は、協議することはあるでしょうか？	物価変動や不可抗力による変動については、事業契約に則り改定や協議の対象となります。
271	業務要求水準書（案）	70	9	1	(7)	a				光熱水費の取扱い	「改訂を行う」基準はどの程度か。また、量ではなく、単価が上下動した場合は光熱水費料金について改訂しないのか。	入札公告時までにお示しします。
272	業務要求水準書（案）	70	9	1	(8)					連携事業者	PFI事業者は、スポーツ協会、秋田ノーザンハピネッツ、と連携して事業をおこなうこととありますが、施設内において、PFI事業者、秋田ノーザンハピネッツ、秋田県スポーツ協会の3団体が平面計画上、管理区分を明確にする必要がありますか。	入札公告時までにお示しします。
273	業務要求水準書（案）	70	9	1	(8)	b				連携事業者	「なお、具体の連携内容、経費負担、リスク分担等は入札公告時までを示す」と記載されていますが、これは秋田県スポーツ協会との連携についてのみではなく、秋田ノーザンハピネッツとの連携についても同様にお示しいただけるという理解でよろしいでしょうか。	秋田ノーザンハピネッツ株式会社との連携については、お示しする予定はありません。
274	業務要求水準書（案）	70	9	2	(1)	1)	②			第1 駐車場、緑地・遊具広場	第1駐車場、緑地・遊具広場の供用開始時期は「現県立体育館解体後から令和12年3月末まで」と記載されていますが、現時点で想定されている現県立体育館の解体期間をご教示ください。	現県立体育館の解体時期については、入札公告時までにお示しします。
275	業務要求水準書（案）	71	9	2	(1)	3)				開館時間	「開館時間は、午前9時から午後9時までとし、それ以外の時間帯は提案による」とありますが、曜日によって変える等柔軟な運用が可能となるよう、午前9時から午後9時は原則とし、事業者の提案によるとしていただけないでしょうか。	原則、午前9時から午後9時までとしており、曜日による開館時間の変更は想定していません。ただし、専用利用においては、主催者の準備撤去等のため、時間外利用が想定されます。
276	業務要求水準書（案）	71	9	2	(2)					利用形態及び予約の優先順位	専用利用（Bリーグ）の予約時期の目安について、Bリーグが定める日とありますが、利用調整に大きく影響するため、具体的な時期をお示しください。	現行では、対象シーズンの2シーズン前の時点で109日の利用日を確保することが求められています。
277	業務要求水準書（案）	71	9	2	(2)					利用形態及び予約の優先順位	P56の予約システムは供用開始半年前の令和10年4月以降の稼働として、P71のNo.1～No.4の早期予約が必要な大会・イベントは手書き台帳等による受付予約ということでしょうか。	事業者の提案によります。
278	業務要求水準書（案）	71	9	2	(2)					利用形態及び予約の優先順位	（図表9-2-2）優先順位1 中総体、高総体とは全県大会を指すのか。対応する競技は限定なしと考えてよろしいか。	全県大会以上を対象とし、対応競技の制限はありません。
279	業務要求水準書（案）	71	9	2	(2)					利用形態及び予約の優先順位	事業者が計画する自主事業の優先順位の考え方をご教示お願い致します。定期（通年）開催の場合は通年の予約が取れなければ開催は厳しいと考えますので、基本的には単発の教室もしくは数か月のクール制になるかと思われます。	優先利用との調整を図りながら、事業計画を立案してください。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
280	業務要求水準書（案）	71	9	2	(2)					利用形態及び予約の優先順位	ネーミングライツを導入された際、既に制作済みや掲示済みの広報物等の変更経費は、誰が負担することになりますでしょうか。	ネーミングライツに関連し、既に制作済みや掲示済みの広報物等の変更が生じる場合については、原則はSPCの費用負担としますが、場合によっては県が費用を負担することも想定されます。いずれにせよ、その費用が過大にならないよう留意のうえ、広報・宣伝活動の方法等を提案してください。
281	業務要求水準書（案）	71	9	2	(2)					利用形態及び予約の優先順位	ネーミングライツを導入された際、看板等の設置費用や事業期間終了時の取り外し等の費用負担は誰が行うことになりますでしょうか。	No.86の回答を御覧ください。
282	業務要求水準書（案）	71	9	2	(2)					利用形態及び予約の優先順位	ネーミングライツを導入された際に、イベント時等のマスキング作業実施者と作業費の負担者は誰になりますでしょうか。	ネーミングライツに関連し、イベント開催時にマスキング作業が必要な場合においては、利用者自らが作業を手配し、その費用を負担することとします。
283	業務要求水準書（案）	71	9	2	(2)					利用形態及び予約の優先順位	ネーミングライツを導入された際、想定される事業期間内の変更回数をお示してください。	ネーミングライツは県が募集しますが、契約期間は5年以上を想定しています。例えば、一契約期間を5年とし、初回契約の始期を供用開始日とした場合には、事業期間内の変更回数（初回契約を含む）は最大4回と想定されます。
284	業務要求水準書（案）	72	9	2	(3)					利用料金の考え方	Bリーグ興行における料金（目安）においては、全館貸切、準備・撤去等を含み200-250万/日とあるが、本料金には諸室やビジョン等の付帯設備の料金も含まれるのか？又、SPCの採算性や物価変動により、本料金を超えて定めることは可能か？	利用料金の考え方については、入札公告時までにお示しします。なお、利用料金は、条例で定める基準の範囲内で、PFI事業者が知事の承認を得て定めることとなります。
285	業務要求水準書（案）	72	9	2	(3)					利用料金の考え方	万が一事業期間中に秋田ノーザンハビネッツが2部へ降格し、同チームの経営状況が変わり、定められた利用料金を支払えないとなった場合、収入予算見込みが大きく変わるため、サービス対価の補填等をしていただける認識でよろしいでしょうか。	需要変動を含め、リスク分担の詳細は入札公告時までにお示しします。
286	業務要求水準書（案）	72	9	2	(3)					利用料金の考え方	Bリーグ興行の料金について、「冷房その他現県立体育館にない設備は含まない」とありますが、空調設備や映像・音響・照明設備等の利用に係る光熱費は別途ご負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時までにお示しします。
287	業務要求水準書（案）	72	9	2	(3)					利用料金の考え方	Bリーグ興行の料金について、「全館貸切、興行当日の準備・撤去を含む」とありますが、駐車場を専用利用する場合の利用料金は別途ご負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時までにお示しします。
288	業務要求水準書（案）	72	9	2	(3)			図表9-2-3		利用料金の考え方	備考記載の「スイート等を含み、冷房その他現県立体育館にない設備は含まない」とは、スイート使用料・空調に係る光熱水費は含まず、【料金(目安)】とは別途料金を頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時までにお示しします。
289	業務要求水準書（案）	72	9	2	(3)			図表9-2-3		利用料金の考え方	Bリーグ興行の利用料目安に関し、「スイート等を含み、冷房その他現県立体育館に無い設備は含まない」について、含む機能・設備と含まない機能・設備を具体的にご教示下さい。	入札公告時までにお示しします。
290	業務要求水準書（案）	72	9	3	(1)					利用者等対応・利用受付業務	トレーニング室や受など、各所に配置すべき職員の人数・所持資格は、事業者提案という認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
291	業務要求水準書（案）	72	9	3	(2)					体力診断業務	現状のスポーツ科学センター内に整備されている機材を、新施設においても継続して活用できますでしょうか。	現に既存施設に設置している器具備品のうち新施設に引き継ぐものについては、「別紙22 器具備品一覧」を公表する際にお示しします。
292	業務要求水準書（案）	72	9	3	(2)	d				体力診断業務	体力診断業務は公益財団法人秋田県スポーツ協会に行わせることとあるが、「P.70 (8) 連携事業者 b)」にあるとおり、スポーツ協会への委託料等は入札公告時に示されるという認識でよろしいでしょうか。	委託料の公表については、予定価格の公表と合わせて、後日、整理の上、お示しします。
293	業務要求水準書（案）	72	9	3	(2)	d				体力診断業務	本業務は入札価格の総予算外でサービス対価として示される認識で良いでしょうか。 また、SPCとして本業務の責任を負えないと考えていますが、協力企業ではなく、ハピネットと同様に相互連携の立ち位置とはならないのでしょうか。	体力診断業務の対価は予定価格に含む予定です。また、体力診断業務はPFI事業の業務範囲としていますが、他の意見等や今後の対話等も踏まえ、詳細は入札公告時までにお示しします。
294	業務要求水準書（案）	72	9	3	(2)	d				体力診断業務	体力診断業務をスポーツ協会に「委託」するが、委託費用はサービス購入料に加算されると想定してよろしいか。	体力診断業務の対価は予定価格に含む予定です。
295	業務要求水準書（案）	72	9	3	(2)	d				体力診断業務	本業務は協力企業である公益財団法人秋田県スポーツ協会に行わせることとされていますが、サービス購入料の対価との関係性をどのようにお考えでしょうか。また、本業務については事業者のセルフモニタリングや貴県のモニタリングの対象となるのでしょうか。 事業者として本業務の責任を負えないことから、協力企業ではなく秋田ノーザンハピネットと同様の連携関係として位置付けて頂けないでしょうか。	体力診断業務の対価は予定価格に含む予定です。また、体力診断業務はモニタリングの対象となりますが、他の意見等や今後の対話等も踏まえ、詳細は入札公告時までにお示しします。
296	業務要求水準書（案）	72	9	3	(4)					駐車場運営業務	定期駐車券の発行は可能でしょうか？ また開館時間内のみの駐車になるでしょうか？夜間等開館時間外の駐車は不可の認知機でよろしいでしょうか。	定期駐車券は想定していません。駐車場の利用時間など具体的な運用については、入札公告時までにお示しします。
297	業務要求水準書（案）	72	9	3	(4)	1)				場内整理	駐車場ゲートや精算機を整備すれば24時間の利用は可能でしょうか？	現時点では、24時間自由に入出入り可能な利用は想定していません。
298	業務要求水準書（案）	72	9	3	(4)	1)				場内整理	「入出場時間中には巡回確認を行うこと」とあります。巡回確認の方法等は提案により実施するとの理解で宜しいでしょうか。 専門の職員配置や巡回回数等の基準は特に無しとの理解で宜しいでしょうか。	巡回確認の方法等、職員配置や巡回回数等の基準のいずれも御理解のとおりです。
299	業務要求水準書（案）	72	9	3	(4)	1)	a			場内整理	駐車場の「満・空」表示サインを工区外の県道等には設置するの。設置申請者は知事名でよろしいか。	表示サインの設置場所は、PFI事業者の提案によりますが、県道等に設置し、知事名で申請する必要がある場合は知事名で行います。
300	業務要求水準書（案）	72	9	3	(4)	1)	c			駐車場の巡回について	施設の設定巡回点検及び駐車車両の異常の有無の巡回確認とあるが、駐車場の巡回に於いては、設備員等の巡回でも問題無いでしょうか	業務に支障がない範囲で、巡回する者やその方法等については提案に委ねます。 なお、必要に応じて法令に準じた資格者等を配置してください。
301	業務要求水準書（案）	73	9	3	(4)	1)	f			場内整理	駐車場は24時間稼働の機械警備管理導入で問題ないか。	現時点では、24時間自由に入出入り可能な利用は想定していません。警備管理の方法については、事業者の提案によります。
302	業務要求水準書（案）	73	9	2	(4)	2)				大会・イベント等開催時における管理運営	大規模な興行時は駐車場を主催者に貸切利用させることが出来る旨記載がありますが、使用料については別途請求できるという認識でよろしいでしょうか。	駐車場の貸切使用料は、施設条例の範囲内でPFI事業者が県の承認を得た上で定め、利用料金として収受することになります。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①				
303	業務要求水準書（案）	73	9	2	(4)	2)	a		大会・イベント等開催時における管理運営	大規模な興行時の駐車場貸切利用時の料金については、PFI事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	No.302の回答を御覧ください。
304	業務要求水準書（案）	73	9	3	(4)	2)	b		大会・イベント等開催時における管理運営	「主催者等に対し～講じるように徹底すること」と強い表現となっているが、イベント等の打合せ時に主催者に運営事業者から上記の旨を必ず伝えることという趣旨と理解してよろしいか。	御理解のとおりです。
305	業務要求水準書（案）	74	9	3	(5)	3)			災害発生時の対応	災害発生時に生じた設備機器等の修繕費、人件費等の経費が別途精算して県側より支払いがされるとの理解で宜しいでしょうか。	不可抗力に該当する災害により発生した費用については、事業契約に定める範囲で、県が負担します。
306	業務要求水準書（案）	74	9	3	(5)	3)	f		災害発生時の対応	特定防火対象物となるのではないのでしょうか 防災訓練は消防法上年1回で問題無いのでしょうか	消防関係規定に関しては、具体的提案内容を踏まえて整理するほか、所管消防官庁の指導を遵守してください。
307	業務要求水準書（案）	74	9	3	(5)	4)	a		地域防災計画の位置づけ	「指定避難場所」となった場合、PFI事業者として防災備蓄品の保管場所の確保、準備は必要ですか	防災備蓄倉庫の整備は必要ありません。
308	業務要求水準書（案）	74	9	3	(5)	4)			地域防災計画による位置付け	災害時の「指定避難所」として指定される予定について、防災倉庫の想定はありますでしょうか？	No.307の回答を御覧ください
309	業務要求水準書（案）	74	9	3	(5)	4)			地域防災計画による位置づけ	本施設は指定避難所、八橋運動公園は指定緊急避難場所ということですが、避難所運営等は基本的に秋田県様の職員が行うという認識でよろしいでしょうか。	秋田市が指定するの避難所になるため、市職員が運営に当たることとなります。
310	業務要求水準書（案）	74	9	3	(5)	4)	a		地域防災計画による位置づけ	新県立体育館は、現県立体育館と同様に「指定避難所」として指定される予定と記載されていますが、現スポーツ科学センターも「指定避難所」となっています。新県立体育館は、両者の「指定避難所」としての位置付けを引き継ぐものとして考えてよろしいでしょうか。又、現在の両施設の収容能力人員は合わせて1,400人と秋田市HPに記載されていますが、同等と考えるべきかどうかご教授願います。	新県立体育館の収容人数については、指定避難所として指定する秋田市が算定することとなります。
311	業務要求水準書（案）	76	10	3					提案を求める自主事業	「次の例示を参考として」とありますが、自主事業を企画・実施する際は、例示にあてはまるものでなくてはならないということでしょうか。	業務要求水準書（案）にあるとおり「新県立体育館の利用促進、公園及び周辺の賑わい創出につながる事業」であれば、例示以外のものも実施できますので、PFI事業者の皆様には積極的な提案を期待します。
312	業務要求水準書（案）	76	10	3					提案を求める自主事業	当該参考例のうち「・ボルダリング」に関しては、「別紙11 各室条件表」のNo.46「スポーツクライミング（リード）スペース※屋外」を有効活用する想定で記載されたという理解でよろしいでしょうか。	ボルダリングは、最近、人気が高まっていることから、PFI事業者が自主事業として取り組みやすいと考え、例として示したものです。「スポーツクライミング（リード）スペース※屋外」を活用する想定ではありません。
313	業務要求水準書（案）	76	10	3					提案を求める自主事業	当該参考例のうち「・ボルダリング」と記載されていますが、現スポーツ科学センターにあるボルダリングウォールを新体育館に移設することを想定されていますでしょうか。	想定しておりません。相当年数が経過しており、移設は困難と考えております。
314	業務要求水準書（案）	76	10	3					提案を求める自主事業	参考の自主事業をいくつか示されておりますが、自主事業により行政財産使用料が発生するものはありますでしょうか。発生する場合は、収支計画試算の参考として具体的使用料をお示しください。	新県立体育館の敷地の使用に係る料金については、今後整備する新たな県立体育館条例に位置付けることを検討しています。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①				
315	業務要求水準書（案）	76	10	3					自主事業の例示	自主事業の参考として「ボルダリング」が挙げられておりますが、前述の施設構成では「リード」のみの記載となっております。また現在の県スポーツ科学センターでは県山岳連盟による合同練習会等が同センター内のボルダリングウォールで行われておりますが、「ボルダリング」機能は必須にはならないのでしょうか。	ボルダリングは、最近、人気が高まっていることから、PFI事業者が自主事業として取り組みやすいと考え、例として示したものです。
316	業務要求水準書（案）	76	10	3					自主事業	自主事業のスポーツ教室は月会費制（会員制）とすることは可能でしょうか？	スポーツ教室に限らず、月会費制（会員制）の自主事業を計画することは差し支えありません。
317	業務要求水準書（案）	78	11	2					PFI事業者の経営等に関する報告	各資料の提出は電子データとしていただけないでしょうか。	電子データではなく、印刷物の提出を想定しています。
318	業務要求水準書（案）								その他	公益財団法人秋田県スポーツ協会及び秋田ノーザンハピネス株式会社に対する事前調査、維持管理・運営時の連携協力の相談・打診等に関して制限・制約はあるか。	「事前調査、維持管理・運営時の連携協力の相談・打診等」に関する具体的な内容が示されていないため、お答えできません。
319	参考2								利用状況	年間の利用状況・予約状況が分かる年間予定表等の資料を開示いただけますでしょうか。	下記HPを御確認ください。 https://www.akisouko.com/ken_tai/docs/2024031200039/
320	参考2	1							利用実績	秋田県立体育館利用実績における利用目的ごとの稼働日数についてもご開示いただけますでしょうか。	入札公告時までにお示しします。
321	参考2	1							利用実績	秋田県立体育館利用実績における減免利用の実績もご開示いただけますでしょうか。	現時点では開示する予定はありません。
322	参考2	2							利用者数	トレーニング室の利用者数の推移について開示いただけますでしょうか。	開示する予定はありません。
323	参考3	3							利用状況	機能別利用状況にある「ボルダリング」ですが、センター内のボルダリング室の利用に関するものでしょうか。またその場合、屋外のクライミングウォール（リード）の利用状況について開示いただけますでしょうか。「ボルダリング」がクライミングウォール（リード）を指している場合、センター内のボルダリング室の利用状況について開示いただけますでしょうか。	前段は御理解のとおりです。クライミングウォール（リード）の利用状況は、同資料の「その他（2.0%）」に含まれており、平成30年度は217人が利用しています。
324	参考3	2							利用者数	機能別の利用者数の推移について開示いただけますでしょうか。	入札公告時までにお示しします。
325	別紙1 別紙20	別紙1 別紙20							園路の西側歩道	別紙1計画図ではメイン園路西側の歩道は計画地に含まれていませんが、別紙20では仮囲いの中にあります。メイン園路西側の歩道は、工事ヤードとして使用可能と考えてよろしいのでしょうか。	御理解のとおりです。
326	別紙4								地質調査報告書	地下水位が高いが、工事中に配慮すべき周辺施設の有無	現時点で把握しているものではありません。
327	別紙11								別紙11共通	諸室条件表の中に、「新機能」が明確に示されていません。新機能は明確に分けることとありますが、両資料が矛盾しています。新機能の対象室と要求面積を明確にお示しください。	新機能の具体例については、「(図表3-2-1)既存機能と新機能」を御参照ください。また、No.74の回答にある要件にも御留意ください。規模については、第3 2 (2) 2) Cの記載のとおり、事業者の提案によります。
328	別紙11	1	No. 5						メインアリーナ フロア床仕様	メインアリーナに置き型の木製床を使用する際、倉庫面積が必要になるのですが、想定面積を教えてください。 (バスケットコート2面分、100㎡程度)	メインアリーナのフロア床仕様は、「木床」のため、置き型の木製床を使用することはありません。
329	別紙11	1	No. 5						メインアリーナ フロア床仕様	2023年12月時点の基本計画ではアリーナの床は「木床等」となっていました。今回「木床」の指定になったという理解で良いのでしょうか。	御理解のとおりです。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
330	別紙11	5	No. 42							体力測定室	基本計画P15に記載されたHPSCと連携した事業に必要な経費は契約後追加で県側が予算化すると考えてよろしいか。	HPSCとの連携等の事由により追加費用が生じた場合については、県で別途負担します。
331	別紙11	5	No. 42							体力測定室	体力測定室などの諸室の配置において、「近接に設ける」とは動線が直接的につながる位置と考えてよろしいですか	体育館と体力測定室は「隣接」した位置としており、動線が直接的につながることを想定しています。一方で、体力測定室と会議室は「近接」した位置としており、これは動線が直接的につながることを想定したのではなく、両室が動線上アクセスしやすい位置関係にあることを意味しています。
332	別紙11	5	No. 45							会議室	テーブルとイスなど備品は常設でしょうか。会議室用収納スペースを考えなくてもよいでしょうか。	常設を想定しています。収納スペースの可否は、運用上の効率性等を考慮のうえ御提案ください。
333	別紙11	5	No. 46							スポーツライミング（リード）スペース※屋外	屋外のスポーツライミング施設は冬季閉鎖でよろしいか。	御理解のとおりです。
334	別紙11	5	No. 46							スポーツライミングスペース	有料施設とする想定でしょうか。運営管理は、PFI事業者の運営業務となりますでしょうか。その場合、運営管理体制は無人管理との理解でよろしいでしょうか。	有料施設にすることを想定しています。運営に当たっては、利用者の安全が確保できる体制を構築してください。
335	別紙11	5	No. 48							体育館観客席	体育館の観客席の仕様について、現県立体育館の観客席の仕様に準ずることによろしいでしょうか。	現県立体育館の木製客席の再利用も含め、事業者の提案によります。
336	別紙11	6	No. 54							センサリールーム	「センサリールーム」を何人くらいの利用を想定していますか	具体的な想定はありません。事業者の提案によります。
337	別紙11	7	No. 57							メディア席	1人に対して1口/Wi-Fiの場合は50Mbps以上）とあるが、メディア席の面積および入室人数（端末数）の想定をお示しいただけますでしょうか。	施設規模、運営を踏まえて御検討、御提案ください。
338	別紙11	9	No. 67							観客エリア内コンコース	「～観客が通行するコンコースは、有効幅員：4m以上を確保すること～」とありますが、ここに示す「コンコース」の定義をお示しください。コンコースの定義をお示しください。また、一般観客が利用する利用者数によっては、4m必要ではない計画があり得ると思いがいかがでしょうか。	「コンコース」とは観客等が通行したり、滞留したりするスペースを指します。また、4m以上確保することとしているのは、安全性・快適性に配慮して4m以上確保することとしています。
339	別紙11	9	No. 73							コインロッカー	コインロッカーの設置台数について、現時点で想定数はございますでしょうか。	現時点で想定数はありません。事業者の提案によります。
340	別紙11	9	No. 73							コインロッカー	コインロッカー利用料金の帰属はPFI事業者でしょうか。	条例に位置付ける施設設備の利用料金収入とし、事業者に帰属します。
341	別紙11	9	No. 74							救護室	各諸室の機能と要求を満足できる際、救護室と医務室を一室にすることは可能でしょうか。	救護室は観客の利用、医務室は選手の利用を想定しており、救護室と医務室を一室にすることはできません。
342	別紙11	9	No. 74							救護室	救護室と医務室をメインアリーナのみ設けることは良いでしょうか。	御理解のとおりです。
343	別紙11	9	No. 74							救護室	No.29の医務室と共用可能と考えてよろしいか。	No.341の回答を御覧ください。
344	別紙11	10	No. 78							飲食収入	「供用開始時のテナント入居者は県が選定する」とありますが、これに係る賃料収入は事業者の収入とならず、貴県の収入となるのでしょうか。	御質問にある収入の帰属先のほか、飲食テナントスペースに係るリスク分担や施設利用の形式等の詳細については、入札公告時までにお示しします。
345	別紙11	10	No. 78							飲食テナントスペース	「★供用開始時のテナント入居者は県が選定する」ので、内容や必要な厨房機器、什器備品等は入居者が準備するのであり、その経費と準備業務はPFI事業外ということによろしいか。	入札公告時までにお示しします。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
346	別紙11	10	No. 79							売店スペースA、B	現在の市立体育館の利用と比べると、売店スペース（物販スペース）が少ないように思いますが、問題ございませんでしょうか。	売店スペースA及び売店スペースBについては、Bリーグ開催時の実績等を踏まえ、十分な規模を見込んでおります。イベント主催者等の意向により体育館を物販スペースとして利用することも想定されます。
347	別紙11	11	No. 92							屋外機械置場	塩害対策とありますが、空調機の耐塩グレードは、日本冷凍空調工業会標準規格JRA9002（空調機器の耐塩害試験基準）に基づく「耐塩害仕様」でよろしいでしょうか。「耐重塩害仕様」の場合は、指定願います。	御理解のとおりです。
348	別紙11	11	No. 94							秋田県スポーツ協会事務室	「秋田県スポーツ協会事務室」は2室（上下階など）に分かれてもよろしいでしょうか。	現時点では、1室として利用する想定です。
349	別紙11	11	No. 94							秋田県スポーツ協会事務室	No94 秋田県スポーツ協会事務室について。現スポーツ科学センター同様、複数の競技団体等の居室や会議室等で分割する想定でしょうか。又は、要望の200㎡程度を1室として利用する想定でしょうか。	現時点では、200㎡程度を1室として利用する想定です。
350	別紙11	11	No. 94							秋田県スポーツ協会事務室	No94 秋田県スポーツ協会事務室について。体力測定等の受付機能は、別途設ける総合窓口・受付等でワンストップで行い、スポーツ協会事務室には、窓口機能は不要と考えてよろしいでしょうか。	入札公告時までにお示しします。
351	別紙20	1								仮囲い範囲想定図	別紙20の仮囲い範囲及びゲート位置は、事業者の計画・及び発注者との協議により任意に変更が可能なものと考えてよろしいでしょうか。	発注者である県及び公園管理者である秋田市との協議により決定したものであり、ともに最大の範囲を示しておりますので、この範囲内で計画してください。
352	別紙20	1								仮囲い範囲想定図	工事で使用する山留などの仮設材について、計画上やむを得ず残置することは可能でしょうか。	原則、仮設物は撤去してください。回避策が無いなど、やむを得ないと県が認める場合に限り、許容する場合があります。
353	別紙20	1								仮囲い範囲想定図	公園内に工事中の残土置場や作業員用駐車場として利用できる場所はありますでしょうか。	残土置場については、現時点で計画地1、2以外に提供可能な場所はありません。また、作業員用駐車場としての利用は想定していませんが、周辺状況や施設の利用状況等を総合的に勘定して、県の判断により認める場合があります。
354	別紙20	1								仮囲い範囲想定図	仮囲い範囲ラインは、新築工事中の既存体育館機能が担保される限りにおいて、自由提案との認識でよろしいでしょうか。また、既存体育の東側大階段と、仮囲いの離隔について、避難等の法的与条件がございましたらご教示ください。	前段は、No.351を御覧ください。後段の避難等の法的与条件については、事業者において御確認ください。